たる族、王なる祭司、聖なる國人、〔神の〕有なる民なり。是れ汝等を暗より出だして、その奇しき光に召し給ひし者の德を、稱め顯はさしめんためなりしなり。一〇 汝等は曾て民ならざりしが、今は神の民。汝等は憐を蒙らざりしが、今憐を蒙るなり。

一一 愛せらるる者よ、寓り人また舍れる者なる〔汝等に〕勸む、諸の肉なる慾より遠ざかるべし、これらは魂に逆らひて戰ふものなり。一二 〔また〕國人のうちにありて、汝等の良き振舞をば保つことをせよ、是れ惡を爲す者として誹る者の、これを瞰るとき、汝等の良き行にて、顧み給ふ日に神を頌むるに至らんためなり。一三 汝等主のゆへに、すべて人の定むる制度に服へ、或ひは最上者として王にも、一四 或ひは惡を爲す者に報をなし、善を爲す者を譖むるために、彼によりて遣はされたる者として太守にも。一五 そは善を爲して、愚なる人の無知なる言を噤ましむるは、神の意なればなり。一六 〔汝等〕自由なる者の如く〔せよ〕。されどその自由を惡意の覆となすことなく、されど神の奴僕の如く〔せよ〕。一七 すべての者を敬へ、兄弟を愛せよ、神を畏れよ、王を敬へ。

一八 家僕よ、あらゆる畏をもて己が主人に服へ、唯善き者、寛容なる者にのみならず、拗け者にも。一九 そは人もし受くべからざる苦を受くるとき、神の良心のゆへに哀を忍ばば、これ謝すべきことなればなり。二〇 そは汝等もし罪を犯し、拳にて打たれて耐へ忍ぶとも、何の褒むべきことならんや。されど汝等もし善を爲して苦を受け、これを耐へ忍ばば、是れ神の前に謝すべきことなり。二一 そはこれがために汝等は召されたればなり、そはキリストも我等のために苦を受け給ひて、我等に手本を遺し給ひたればなり。是れその足跡に汝等の從はんためなり。二二 彼は罪を爲し給はざりき、また僞もその口のうちに見出だされ給はざりき。二三 彼は罵られて罵り返し給はず、苦を受けしとき脅かし給はず、義しく裁き給ふ者に委せ給へり。二四 彼は木の上に懸りて、我等の罪を自ら己が體にて担ひ給へり。是れ〔我等〕罪のために死にて、義のために生きんためなり。汝等は彼の傷にて醫されたり。二五 そは汝等は羊の如く迷ひたりしが、今汝等の魂の牧者、また見守人に歸りたればなり。

第三章

等しく妻なる者よ、汝等も己が夫に服ふことをせよ。即ちよしや曾に順はざる者も、言によらず、妻の振舞によりてせば、得らるるならん。二〔是れ〕彼等は畏をもて〔爲す〕、汝等の潔き振舞を瞰ればなり。三 汝等の飾は髮を辮み、または金を掛け、または衣を裝ふが如き外面のものにあらず。四 されど心の隱れたる人、即ち朽ちぬ物なる柔和、また肅の靈をもて〔飾と〕すべし、是れ神の面前にて價貴きものなり。五 そは曾て神に望をおきたる聖き婦等も、己が夫に服ひて、かくの如く己自らを飾りたればなり。六 即ちサラはアブラハムに服ひて彼を主と呼べり。汝等も善を爲して何事にも怖れ懼れずば、彼〔サラ〕の兒となれるなり。七 等しく夫なる者よ、〔汝等の〕妻に對するに、より弱き器の如くし、知識に稽ひて同に棲み、また生の惠を同に嗣ぐ者として〔これを〕敬ふべし、是れ汝等の禱を切り放たる

ることなからんためなり。

八 終に〔云はん、汝等〕みな念を一にし、情を同じうし、兄弟相睦み、快く憫み、友を懇にせよ。九 惡に代へて惡を返す勿れ、或ひは罵に代へて罵を〔返す勿れ〕、されど祝福せよ。そはこれがために、即ち祝福を嗣がんために汝等は召されたることを知ればなり。一〇 生を愛して善き日を見んと欲する者は、舌を抑へて惡を避け、また唇を〔抑へて〕譎を話たらしめず、一一 惡より遠ざかりて善を爲し、平和を索めてこれを追ひ求むべし。一二 そは主の目は義しき者の上に〔止まり〕、その耳は彼等の願に〔傾け〕ばなり。されど主の顏は惡を爲す者に逆らふ。一三 されば汝等もし善に倣ふ者とならば、誰か汝等を害はんや。一四 されど汝等もし義のゆへに苦を受けなば、福なる者なり。されば彼等の嚇を懼るる勿れ、また懼まさるる勿れ。一五 汝等の心のうちに主即ち神を崇めよ。また汝等のうちに在る望に就きての言を問ふすべての者には、柔和と畏とをもて辯明せんために、常に備をなし、一六 善き良心を保つことをせよ。是れ汝等の善き振舞を誣ひて、惡を爲す者として誹る者の、自ら恥ぢしめられんためなり。一七 そはもし神の意は、善を爲して苦を受くることを好とし給ふとも、惡を爲して苦を受くるより勝ればなり。一八 そはキリストも、汝等を神の許に連れ來り給はんために、義しき者義しからざる者に代りて、一たび罪に就きて苦を受け給ひたればなり。〔是れ〕如何にも肉にて殺され、靈にて活かされ給へるなり。一九 これをもて彼は往きて、獄屋にある靈にも宣敎し給ひたり。二〇 彼等は曾てノアの日に、方船の備へらるる間、神が忍びて待ち給ひしとき、順はざりし者なり。これに入り、水を經て救はれし魂は、僅にして即ち八〔人〕なり。二一 その〔水〕の型たるバプテズマ＝肉の穢を除くにあらざれども、神に對する良心の要求＝は、キリストの甦によりて今我等を救ふなり。二二 彼は天に往きて神の右手におはし、諸の天使等と權と力とは彼に服ふなり。

第四章

是の故にキリストは肉に於て、我等のために苦を受け給ひたれば、汝等も同じ思を自ら鎧ふべし、そは肉に於て苦を受くる者は罪を絶むればなり。二 これもはや人の慾に〔循ふこと〕なく、神の意に〔循ひて〕、肉に於ける餘の期を過ぐさんためなり。三 そは過ぎにし日は、國人の意を行ひて好色、慾、葡萄酒飲、宴樂、暴飲、また正しからざる偶像服事のうちに歩みて足れりとすればなり。四 彼等は汝等の放蕩の極に、同に走らざるを異樣に思ひ、これをもて汝等を冒すなり。五 彼等は生ける者と死にたる者とを裁かんとて、備をもち給ふ者に言を差し出だすべし。六 そは死にたる者に福音を宣傳へられしは、これがため即ち肉にては人に循ひて彼等の裁かれ、靈にては神に循ひて生きんためなればなり。

七 すべての物の終は近づけり。是の故に謹めよ、且つ禱のために素面なれ。八 何事よりも先づ汝等互に熱く愛することをせよ、そは愛は衆くの罪を掩ふべければなり。九 互のために旅人を懇にして、怨く勿れ。一〇 おのおの賜物を受くるがままに、さまざまの惠を〔宰どる〕神の

良き家宰の如く、それをもて互に事ふることをせよ。一一 誰かもし話たらば、神の言として〔話たれ〕。誰かもし事へなば、神の與へ給ふ能にて〔事ふるもの〕とせよ。是れすべての事に於てイエスキリストによりて、神の榮光を歸せられ給はんためなり。榮光と勢とは世々の世々に至るまで彼にあるなり。アメン。

一二 愛せらるる者よ、汝等のために發りつつある汝等のうちの火の如き試を、汝等にふりかかれる常ならぬ事の如くに、異樣に思ふ勿れ。一三 されどキリストの苦に親しく交はり得るが故に喜べよ。是れ彼の榮光の現はるるときに、歡びて喜ばんためなり。一四 汝等もしキリストの名に於て謗られなば、福なる者なり。そは榮光の卽ち神の靈は、汝等の上に留まり給ふべければなり。彼は彼等によりて冒瀆され給へど、汝等によりて榮光を歸せられ給ふ。一五 汝等のうち誰も人を殺す者、或ひは盜人、或ひは惡を爲す者として、或ひは妄に他人の事に干涉する者として苦を受けざれ。一六 されどもしキリスチャンとしてならば、恥づる勿れ、反つて此の事のために神を頌むべきなり。一七 そは期〔到りて〕、裁は神の家より始まりたればなり。されどもし第一に我等よりせられなば、神の福音に順はざる者の終は如何にぞや。一八 また義しき者もし辛うじて救はるるならば、不虔なる者と罪人とは何處に現はれんや。一九 されば神の意に循ひて苦を受くる者は、善を爲して己が魂を信なる創造者に委ねまつるべし。

第五章

同じく長老にして、キリストの受け給ひし苦の證人、またその將に現はれんとする榮光に與る者なるわれ、汝等のうちの長老等を勸む、二 汝等のうちなる神の羊の群を牧せよ、止むを得ざるにあらず、好んで見守り、また恥づべき利のためにもあらず、樂びてなし、三 また所有となりし物を主どるが如くせず、されど羊の群の型となることをせよ。四 されば長たる牧者の顯はれ給ふとき、汝等は萎むことなき榮光の冠を受くべし。

五 等しく若き者よ、長老に服へ、またすべて奴僕の裘を帶ぶるが如くに謙遜を帶びて互に服へ。そは神は傲慢なる者を拒ぎ給へど、謙る者に惠を與へ給へばなり。六 是の故に神の手の勢の下に謙れ、是れ期に及びて彼の汝等を高うし給はんためなり。七 汝等の心遣をすべて彼に投げ掛けよ。そは汝等に就きて彼は心を配り給へばなり。

八 素面なれ、目を覺ましをれ、そは汝等の敵なる惡魔は吼ゆる獅子の如くに步み廻りて、呑み盡すべき者を索むればなり。九 これを拒げ、堅く信仰に〔立て、そは〕世にある兄弟等のうちに遂げられつつある、同じ苦を受くることを汝等知ればなり。

一〇 されどすべての惠の神、その永の榮光を受けしめんとて、我等をキリストイエスのうちに召し給ひし彼は、汝等の暫し苦を受けたる後、自ら汝等を完うし、堅うし、强うし、築き上げ給ふらん。一一 世々の世々に至るまで、榮光と勢と彼に〔あれ〕。アメン。

一二 我が勸ふる如く、信なる兄弟シルワノによりて、簡單に書き贈りて汝等を勸め、且つ此は神の眞の惠なることを證す。汝等そのうちに立て。一三 汝等と同に選ばれたるバビロンに在

る〔集會〕と、我が兄マルコと汝等に挨拶す。一四 愛の接吻をもて互に挨拶せよ。キリストイエスに在る汝等すべてに平和〔あれ〕。アメン。

使徒ペテロの公同書狀　第壹　終り

使徒ペテロの公同書狀　第二

第一章

一 スメオンペテロ、イエスキリストの奴僕また使徒、〔書狀を〕我等の神また救主イエスキリストの義にて、我等〔の信仰〕と均しき貴さの信仰を得たる人人に〔贈る〕。二 神また我等の主なるイエスの知識のうちに、惠と平和と汝等に增されかし。

三 彼はその神性の力に循ひて、生と敬虔とに係はるすべての物を、〔その〕榮光と德とにより て、我等を召し給ひし彼を知るによりて、我等に與へ給ひたり。四 その〔榮光と德と〕によりて、彼は大なる且つ貴き約束を我等に與へ給へり。是れ此等のものによりて、慾の世にある腐敗を逃れて、神性の性質に與る者と汝等のならんためなり。五 是の故にあらゆる勵を心して添へつつ、汝等の信仰に德を、また德に知識を、六 また知識に自制を、また自制に耐へ忍を、また耐へ忍に敬虔を、七 また敬虔に兄弟の睦を、また兄弟の睦に愛を加へよ。八 そは此等のものを汝等のうちに保ち、且つ彌增すときは、汝等をして我等の主イエスキリストの知識につきて怠ることもなく、或ひは實を結ばざることもなからしむればなり。九 そは此等のものの現に存せざる者は、盲にして、その蒼き罪を淨むることを忘れたる近視者なればなり。一〇 かるが故に兄弟よ、汝等の召されしこと、また選ばれしことを堅うせんことを增々勉めよ。そは此等の事を

爲すときは、必ず如何なるときにも、汝等の跌くことなかるべければなり。一一 そはかくなすときは、我等の主なる救主イエスキリストの永の國に入ることを、汝等に豐に與へらるべければなり。

一二 かるが故に我は汝等の〔此等の事を〕知り、且つ現にその眞理のうちに堅く立てども、尙ほ此等の事に就きて、常に汝等を憶ひ出でしむることを怠らざるべし。一三 また我は此の幕屋にあるうちは、汝等を振り起して、憶ひ出でしむることを義しき事と思ふなり。一四 〔そは〕我等の主イエスキリストも我に知らしめ給ふ如く、我が幕屋を脫ぎ去るは速なることを知ればなり。一五 されど我は此等の事を我が去りし後にも、つねづね汝等に自ら憶ひ出だすことを得しめんことを勉むべし。

一六 そは我等は巧に作れる徒なる物語に從ひて、汝等に我等の主イエスキリストの力と來臨とを知らしめしにあらず、されどその威光の目擊者となりたればなり。一七 そは〔彼は〕最優れたる榮光によりて、此の者は我が子、愛せらるる者なり、われ彼に於て悅を得たりと、かくの如き聲の彼に來りしとき、敬と榮光とを父なる神より受け給ひたればなり。一八 また我等も彼に伴ひて聖なる山に在りしとき、天より齎らされたる此の聲を聞けり。一九 また我等は、暗き處に輝く燈火、日の明けて明星の汝等の心に昇るまで、心をこれに用ふるは良し、とある豫言の言の言を更に堅うせられたり。二〇 〔汝等〕第一に此の事、卽ちすべての聖書の豫言は、自儘の釋き明にあらざることを知ることをせよ。二一 そは豫言は曾て人の意にて齎らされたることなく、聖靈に齎らされて、神の聖き人々に話たられたるものなればなり。

第二章

されど民のうちに多くの贋豫言者出でたりき、その如く汝等のうちにも贋敎師あらん、彼等は破滅の異端を密に持ち込まん、かくて彼等を買ひ給ひし主人を否みて、己自らの上に速なる破滅を持ち來すなり。二 また多くの人々彼等の破滅の〔道〕に從ひ去らん、彼等のゆへに眞理の道は冒さるべし。三 彼等は慾をもて、佯の言にて汝等を賣り買ひするならん、彼等のために裁は舊くより怠れることなし。さればその滅は寢ねず。四 そは神もし罪を犯しし天使等をも赦し給はず、されど地獄に投げ入れて、鏈をもて暗に繫ぎ、これを護りて裁に付し給ひ、五 また古の世を赦し給はず、不虔なる者の世の上に洪水を來らしめ給ひしとき、唯義の宣敎者なる第八のノア〔卽ちノアと他の七人〕のみを衞り給ひ、六 またソドムとゴモラの市を亡ぼし、灰となしてこれを罰し、來らんとする世に不虔なる者の型と定め給ひ、七 かくて好色の正しからざる振舞の人々に虐げられたる、義しきロトを授ひ給ひしならば、八 そは此の義しき〔人〕は〔此等の事を〕觀つつ、また聞きつつ、彼等のうちに住みて、日に日に彼等の不法なる行にて、その義しき魂を苦しめられたればなり。九 主は敬虔なる者を試より授ひ、義しからざる者を罰せらるべく、裁の日のために護ることを知り給ひ、一〇 別けて肉に隨ひ、汚れたる慾のうちに歩み、また主たる者を輕んずる者を〔裁の日のために、衞る

ことを知り給へばなり。彼等は〔驕太く、自卑なる者にして、榮光ある者を冒して慄かざるなり。一一 天使等は〔彼等に〕勝りて大なる能と力とある者なれども、彼等に逆ひて主の前に冒の裁を齎せしことなし。一二 されど此等の者は本來捕へらるるためと、腐る〔ため〕とに生まれたる辨なき生き物の如し。是をもて彼等は冒して知ることなし。彼等は己が腐敗のうちに腐れ去らん。一三〔是れ〕不義の報を受くるなり、〔彼等は〕日も奢に暮すを快樂と思ふ、汚なり、また瑕なり。〔彼等は〕汝等と宴席を共にするとき、その欺のうちに奢り樂む。一四〔彼等は〕淫婦をもてその目を盈たし、また罪より止まることなし。〔彼等は〕魂の堅く立たざる者を賺し、慾をもて訓練せられたる心あり、詛の兒なり。一五 彼等は直なる道を措きて迷ひ、ボンルの〔子〕パラムの道に從ひ往けり、彼は不義の報を愛したり。一六 されど彼は己が不法を認めしめられたり、〔即ち〕物言はぬ軛の獸は人の聲をもて語り、豫言者の狂を遏めたり。一七 此等の者は水なき泉なり、暴風に逐はるる雲〔なり〕、暗の闇は彼等のために永に保たるるなり。一八 そは彼等は誇張したる徒なる〔言を〕語りて、惑のうちに振舞ふ人々より實に遁れたる者を、肉の慾をもて‖好色をもて‖賺し、一九 己自らは腐敗の奴僕にありながら、彼等に自由を約束すればなり。そは或る者は彼等に負かされて、その奴僕となりたればなり。二〇 そは彼等もし主即ち救主イエスキリストの知識にて、世の穢より遁るるとも、尙ほ再び此等のものに絡まれて負かされなば、後の〔有樣は〕前よりも更に惡しくなればなり。二一 そは義の道を審かに知りて〔後に〕、授けられたる聖き誡より歸り去らんよりは、〔その道を〕審かに知らざりしを勝れりとすればなり。二二 されど犬は己が吐きたる物のために歸り來り、また濯がれたる豚は泥の轉び場に入る、と〔云ふ〕眞の諺は彼等のために出でたるなり。

第三章

愛せらるる者よ、われ今此の第二の書狀を書けり。これをもて汝等を振り起し、眞實なる思を憶ひ出でしめ、二 聖き豫言者等より豫め謂はれし嗣と、使徒なる我等より〔傳へたる〕主即ち救主の誡とを憶ひ出でしめんとす。三 第一に知るべきは是れなり、末の日には嘲る者來り、己が慾に循ひて歩み、四 且つ云ひけるは、彼の來臨の約束は何處にあるや、そは先祖等の眠りしより以來、すべての物はかくの如く續きて、創造の初より〔異なることなければ〕なりと。五 そは彼等は此の事の己より隱れたることを欲すればなり、即ち神の言にて天は舊くよりありき、また〔神の言にて〕地は水に本づき、また水によりて存す、六 此のゆへに、そのとき世は水に淹はれて亡びたりと。七 されど今天と地とは彼の言にて蓄へられ、火にて燒かるるために、不虔なる人々の裁と滅との日まで保たるるなり。八 されば愛せらるる者よ、此の事即ち、主の前には一日は千年の如く、また千年は一日の如きを、汝等より隱るること勿らしめよ。九 主は或る者の遲しと思ふが如く、その約束を遲うし給はず、されど我等のために忍びて、何人の亡ぶるをも望み給はず、されどすべての者の遁んで悔ひ改に至らんことを〔望み給ふ〕なり。一〇 されど主の日は盜人の夜〔來るが〕如く到ちん、そのとき天

は灼きて去り、諸元燒け崩れん、かくて地とそのうちのもろもろの行は燒き盡さるべし。一一是の故に此等の物はすべて崩るべければ、何人に係はらず必ず汝等は聖き振舞と敬虔なる〔振舞〕とのうちにありて、一二神の來臨の日を待ち望み、且つ急くべきにあらずや。即ちその〔來臨〕によりて天は燃え崩れ、諸元は燒けて溶くべし。一三されど我等は彼の約束に循ひて、新しき天と新しき地とを待ち望む、義そのうちに住むなり。一四かるが故に愛せらるる者よ、此等の事を待ち望めば、平和のうちに彼に見出だされんために、汚なくまた實むべきところなからんことを勉めよ。一五また汝等我等の主の忍び給ふことを救と思へ、即ち愛せらるる我等の兄弟パウロも、彼に與へられたる智慧に循ひて、汝等に書き贈りたるが如し、一六即ちそのすべての書狀に於て、そのうちに此等の事に就きて話たれり。〔されど〕それらのうちには解し難き事あり、學ばざる者また心の堅からざる者は、己が滅のために他の聖書の如く、これをも問げ解かん。一七是の故に汝等愛せらるる者よ、豫め審かに知りたれば愼れよ、是れかの正しからざる者の惑に汝等の同に連れ往かれて、己が堅き心より墮つることなからんためなり。一八されど我等の主即ち救主イエスキリストの恵と知識とに長ぜよ。今も永の日に至るまでも、榮光彼に〔あれ〕。アメン。

使徒ペテロの公同書狀　第二　終り

使徒ヨハネの公同書狀　第一

第一章

初より在りしところのもの、我等の聞きしところのもの、我等の目にて親しところのもの、我等の看て我等の手の捫りしところのものなる、此の生の言に就きて、二即ち此の生は顯はれたり、即ち我等は親たり、即ち證をなす、即ち父と偕に在りしが、我等に顯はれたる此の永の生を汝等に宣傳ふ。三我等は親かつ聞きしところのものを汝等に宣傳ふ、是れ汝等も我等と親しき交を保たんためなり。即ち允に我等のものなる此の親しき交は、父とその子イエスキリストとの〔親しき交なり〕。四即ち我等は此等の事を汝等に書き贈る、是れ我等の喜の滿たされんためなり。

五また我等の彼より聞きしところの使命は是なり、即ち汝等に宣傳ふ、神は光におはせば、彼のうちに暗は少しもあること無しと。六我等もし彼と親しき交を保つといひ、且つ暗のうちに歩まば、僞るなり、即ち眞理を爲すにあらず。七されど彼の光のうちにおはすが如く、我等もし光のうちに歩まば、我等互に親しき交を保つなり、且つ彼の子なるイエスキリストの血はすべての罪より我等を淨めん。八我等もし我等は罪あらずといはば、己自らを欺くなり、即ち眞理我等のうちにあること無し。九我等もし我等の罪を告白せば、彼は我等に罪を赦し、且つ

すべての不義より我等を淨め給はんために、信なる者且つ義しき者におはします。一〇 我等もし罪を犯したること無しといはば、我等は彼を僞り者と爲すなり、卽ち彼の言我等のうちにあること無し。

第二章

我が若き兒等よ、汝等の罪を犯すことなからんために、われ此等の事を汝等に書き贈る、誰かもし罪を犯さば、我等は父と偕に慰むる者卽ち義しきイエスキリストを有つなり。二 彼は我等の罪のための宥の供へ物なり、啻に我等のためのみならず、尙ほ遍く世界のためなり。三 また我等もし彼の誡を護らば、これをもて我等は彼を知れることを知る。四 われ彼を知れりと云ひて、その誡を護らざる者は僞り者なり、卽ち眞理此の者のうちにあること無し。五 されど誰にても彼の言を護る者は、眞に此の者のうちに神の愛は完うせられたるなり。これをもて我等は彼のうちに我等の在ることを知る。六 彼のうちに居ると云ふ者は、彼の歩みし如く、その如く自らも歩むべきなり。七 兄弟よ、われ汝等に新しき誡を書き贈るにあらず、されど汝等の初より保つところの舊き誡なり。此の誡、舊きのは初より汝等の聞きし言なり。八〔されど〕われ復た汝等に新しき誡を書き贈る、こは彼にも汝等にも眞なり。そは暗は過ぎ去つて、光、眞なる者すでに輝けばたり。九 光のうちにありと云ひて、己が兄弟を憎む者は、今尙ほ暗のうちにあるなり。一〇 己が兄弟を愛する者は光のうちに居り、且つ躓となる物そのうちにあること無し。一一 されど己が兄弟を憎む者は暗のうちに在り、卽ち暗のうちに歩むなり、且つ彼は何處に往くを知らず、そは暗はその目を眩ますが故なり。

一二 若き兒等よ、われ汝等に書き贈る、そは彼の名によりて罪は汝等に赦されたるが故なり。一三 父等よ、われ汝等に書き贈る、そは汝等は初より〔おはす〕彼を知りたるが故なり。若き者等よ、われ汝等に書き贈る、そは汝等は惡しき者に勝てるが故なり。幼兒等よ、われ汝等に書き贈る、そは汝等父を知りたるが故なり。一四 父等よ、われ汝等に書き贈れり、そは汝等は初より〔おはす〕彼を知りたるが故なり。若き者等よ、われ汝等に書き贈れり、そは汝等は强く、また神の言汝等のうちに居り、且つ汝等は惡しき者に勝てるが故なり。一五 世を、また世に在る物をも愛する勿れ。誰ぞもし世を愛せば、父の愛彼のうちにあること無し。一六 そはすべて世に〔在る〕物は、肉の慾、また目の慾、また所帶の虛しき誇にして、父につきてあらず、世につきてあるが故なり。一七 且つ世とその慾とは過ぎ去るなり。されど神の意を爲す者は永に存ふ。一八 幼兒等よ、時は末なり。卽ちキリストに逆らふ者來らんと、汝等が聞きし如くに、今キリストに逆らふ者多く出でたり。それ故に時は末なりと我等は知る。一九 彼等は我等のうちより出で來れり、されど彼等は我等につきてあらざりき。そは彼等もし我等につきてありしならんには、我等のうちに留まりしなるべし。されど是れすべての者は我等につきてあらざることを、彼等の顯はさんためなりしなり。二〇 また汝等は聖き者より膏を注がれてあり、且つすべての事を知る。二一 我が汝等に書き贈りしは、眞理を汝等の知らざるが故にあら

ず、反つて汝等はそれを知り、且つすべて僞り者は、眞理につきてあらざることを汝等の〔知る〕が故なり。二三 もしイエスをキリストにあらずと否む者〔の僞り者〕にあらずんば、誰か僞り者なるか、此の者はキリストに逆らふ者、父と子とを否む者なり。二三 すべて子を否む者は父をも保たず、〔子を告白する者は父をも保つなり〕。二四 是の故に汝等は初より聞きし者をして、汝等のうちに居らしめよ。汝等もし初より聞きし者の汝等のうちに居らば、汝等も子と父とに居らん。二五 また彼の我等に約束し給ひし約束は是なり、〔卽ち〕永の生〔なり〕。二六 われ汝等を惑はす者に就きて、此等の事を書き贈れり。二七 また汝等は彼より受けたる膏、汝等のうちに居れば、我等は誰も汝等を敎ふるの要あらず。されどその膏すべての事に就きて汝等を敎ふ、眞なり、卽ち僞にあらず。されば汝等はその汝等を敎ふる如く、彼のうちに歩むべし。二八 されば若き兒等よ、彼のうちに居れ。是れ彼の顯はれ給はんとき大膽を保たんため、且つその來臨のときに、彼より恥ぢしめらるることなからんためなり。二九 汝等もし彼は義しき者なりと知らば、すべて義を爲す者は彼より生まれたるなりと知る。

第三章

神の兒と我等の稱へられんために、父が我等に與へ給ひし愛の如何なるかを見よ。此のゆへに世は我等を知らず、そは彼を知らざるが故なり。二 愛せらるる者よ、今我等は神の兒なり、されど如何にあるべきかは未だ顯はれず、彼もし顯はれ給はば、我等は彼に肖たる者たらんことを知る、そは我等彼のある如く、彼を目のあたり見るべければなり。三 またすべて此の望を彼に於て保つ者は、彼の潔きが如く己自らを潔む。四 すべて罪を爲す者は不法をも爲す、されば罪は不法なり。五 また汝等彼は我等の罪を負ひ去らんために、顯はれ給ひしことを知る。されど彼のうちには罪あること無し。六 すべて彼のうちに居る者は、罪を犯さず。すべて罪を犯す者は彼を覩ず、また彼を知らざるなり。七 若き兒等よ、汝等を惑はす者なからしめよ。義を爲す者は、彼の義しき者にておはす如く、義しき者なり。八 罪を爲す者は、惡魔につきてあり。そは惡魔は初より罪を犯すが故なり。これがために神の子は顯はれ給へり、卽ち惡魔の行を崩し給はんとてなり。九 すべて神より生まれたる者は、罪を爲さず、そは彼の種そのうちに居るが故なり。されば彼は罪を犯すこと能はず、そは神より生まれたる者なるが故なり。一〇 これをもて神の兒と惡魔の兒とは顯なり。すべて義を爲さず、また己が兄弟を愛せざる者は、神よりにあらず。一一 そは我等互に愛すべしとは、是れ汝等の初より聞きしところの音信なるが故なり。一二 カインの如く惡しき者につきてある勿れ、卽ち彼は己が兄弟を殺せり、されば何故に彼を殺ししや、そは己が行は惡しかりしが、その兄弟の行は義しかりしが故なり。一三 我が兄弟よ、世もし汝等を憎むとも、驚く勿れ。一四 我等は死より生に移りたることを知る、そは我等は兄弟を愛するが故なり。兄弟を愛せざる者は、死のうちに居るなり。一五 すべて己が兄弟を憎む者は、人を殺す者なり、卽ちすべて人を殺す者は、そのうちに永の生の居らざることを汝等は知る。一六 これをもて我等は愛を知りたり、そは彼

は我等のために、己が魂を捨て給ひしが故なり。されば我等は兄弟のために、魂を捨つべきなり。一七 されど誰にても此の世の所帶をもちながら、己が兄弟の必要あるを看て、その憫の情を彼より鍵する者は、如何にして神の愛、彼のうちに居らんや。一八 若き兒等よ、我等は言をもて、また舌をもて愛することをせざれ、されど行をもてせよ、また眞理をもてせよ。一九 これをもて我等は眞理につきてあることを知り、且つ彼の前に我等の心を安んずべし。二〇 即ち我等の心もし〔我等を〕咎むるとも。そは神は我等の心に勝りて大におはし、且つすべての事を審かに知り給ふが故なり。二一 愛せらるる者よ、我等の心もし我等を咎めずば、我等は神に對ひて憚あらず、二二 且つ何にても求むるところのものを彼より受けん。そは我等その誡を護り、また彼の面前に喜ばるる事を爲すが故なり。二三 また彼の誡とは、その子イエスキリストの名を我等の信じ、且つ彼の我等に命じ給ふ如く、互に愛すること是れなり。二四 またその誡を護る者は彼のうちに居り、また彼は彼のうちに〔居り給はん〕。されば之れをもて彼の我等に與へ給ふところの靈にて、我等のうちに彼の居り給ふことを我等は知るなり。

第四章

愛せらるる者よ、すべての靈を信ずる勿れ、されどその靈神よりあるや否やを驗せ。そは多くの贋豫言者世に入り來りたればなり。二 これをもて汝等は神の靈を知る、〔即ち〕すべてイエスキリストを肉をもて來り給へり、と告白する靈は神よりなり。三 またすべてイエスキリストを、肉をもて來り給へりと告白せざる靈は、神よりにあらず。

此は是れキリストに逆らふ者の〔靈〕なり、此は來らんと汝等の聞きしところのものにして、今既に世に在り。四 若き兒等よ、汝等は神につきてあり、且つ彼等に勝てり。そは汝等のうちに〔おはす〕者は、世のうちに〔在る〕者に勝りて大なるが故なり。五 彼等は世につきてあり、此のゆへに彼等は世につきて話たり、また世は彼等に聞く。六 我等は神につきてあり。神を知る者は我等に聞く、神につきてあらざる者は我等に聞かず。これにて我等は眞理の靈と、謬の靈とを知る。七 愛せらるる者よ、我等互に愛すべし。そは愛は神よりあり、またすべて愛する者は神より生まれ、且つ神を知るが故なり。八 愛せざる者は、神を知らず、そは神は愛におはせばなり。九 これをもて神の愛は、我等のうちに顯はれたり。そは神は獨子なるその子を、我等の彼によりて生きんために、世に使はし給ひしが故なり。一〇 これをもて愛とは、我等神を愛せしにはあらず、されど彼の我等を愛し給ひて、我等の罪のために宥の供へ物として、彼を使はし給ひしことなり。一一 愛せらるる者よ、神もしその如く我等を愛し給ひたれば、我等も互に愛すべきなり。一二 未だ曾て誰も神を看し者なし。我等もし互に愛せば、神は我等のうちに居り給ふ、即ちその愛は我等のうちに完うせられたるなり。一三 これをもて我等は彼のうちに居ることと、彼は我等のうちに〔おはす〕ことを我等は知る、そは彼はその靈より我等に與へ給ひたるが故なり。

一四 また我等父は、その子を世の救のために使はし給ひしことを、看かつ證をなす。一五 誰

にてもイエスは神の子におはすと告白する者は、神彼のうちに居り給ひ、また彼は神に在り。
一六 また我等は神が我等のうちに保ち給ふ愛を知り、且つ信ず、神は愛にておはします。されば愛のうちに居る者は神のうちに居り、神また彼のうちに〔居り給ふ〕。
一七 これをもて愛は我等のうちに完うせらるるなり、是れ裁の日に我等の大膽を保たんためなり、そは彼のおはすが如くに、我等も此の世にあるが故なり。一八 愛のうちに懼あることなし、されど完き愛は懼を逐ひ出だす、そは懼は刑罰を有つが故なり。されば懼るる者は、愛のうちに完うせらるることなし。一九 我等は彼を愛す、そは彼先づ我等を愛し給ひたるが故なり。二〇 誰ぞもし我は神を愛すといひながら、己が兄弟を憎まば、彼は僞り者なり。そは視るところの己が兄弟を愛せざる者は、如何にして視ざるところの神を愛すること能はんや。二一 されば我等は此の命を彼より得たり、即ち、神を愛する者は己が兄弟をも愛すべしと。

第五章

すべてイエスはキリストにおはすことを信ずる者は、神より生まれたるなり。またすべて生み給ひし者を愛する者は、彼より生まれたる者をも〔愛するなり〕。二これをもて我等神を愛し、且つその誡を護るときは、神の兒等を愛するなりと我等は知る。三そは我等神の誡を護るは、是れ即ち神の愛なればなり。さればその誡は重荷にあらず。四そはすべて神より生まれたる者は、世に勝つが故なり。さればこれ世に勝ちし勝利、即ち我等の信仰なり。五世に勝てる者とは、もしイエスは神の子におはすと信ずる者にあらずとせば、誰ぞや。
六 此の者イエス即ちキリストは水と血とによりて來り給ひし者なり。啻に水にてのみならず、されど水と血とにてなり。また證をなし給ふは靈なり、そは靈は眞理にておはせばなり。七そは天に於て證をなし給ふ者は、父と言と聖靈と三つなればなり。また此等三つの者は一におはします。八また地に在りて證をなす者は、靈と水と血との三つなり。されど三つの者は一のためなり。九我等もし人の證を受けなば、神の證は勝りて大なり。そはその子に就きて證し給ひしは、是れ神の證なるが故なり。一〇 神の子を信ずる者は、己自らのうちに證あり。神を信ぜざる者は、彼を僞り者となすなり。そは神がその子に就きて證し給へる、その證を彼は信ぜざるが故なり。一一 また神が我等に永の生を與へ給ひしは、これその證なり。且つこの生はその子のうちにあり。一二 子を保つ者は生を保つ。神の子を保たざる者は、生を保たず。
一三 此等の事をわれ汝等、神の子の名を信ずる者に書き贈れり、是れ汝等は生を保つことを汝の知らんため、また神の子の名を汝等の信ずるためなり。一四 また我等神に對して證することなしとは、もし彼の意に循ひて何をか求めば、彼は我等に聞き給ふこと是れなり。一五 また我等もし何にても我等の求むるものを、彼の我等に聞き給ふことを知らば、我等の求めし求を、彼より我等は得しなりと知る。一六 誰ぞもし死に至らざる罪を犯す己が兄弟を見ば、求むべし。されば彼はこれに生を與へ給ふべし。〔されど〕死に至る罪を犯す者のためには、||死に至る罪

あり‖それに就きて謂ふべしと我は云はじ。一七 すべて不義は罪なり、されど死に至らざる罪あり。一八 すべて神より生まれたる者は罪を犯さず、されど神より生まれたる者は、己自らを護る。されば惡しき者、これに捫らざることを我等は知る。一九 我等は神につきてあり、されど世は全く惡しき者のうちに置かるることを我等は知る。二〇 また神の子の到り給ひしことと、眞なる者を我等の知らんために悟を與へ給ひしこととを我等は知る。されば我等は眞なる者のうちに‖その子イエスキリストのうちに‖在り。此の者は眞の神、また永の生にておはします。二一 幼兒等よ、己自らを衞りて偶像より遠ざかれ。アメン。

使徒ヨハネの公同書狀　第壹　終り

使徒ヨハネの公同書狀　第二

一 長老、〔書狀を〕選ばれたる貴き婦人、及びその兒等に〔贈る〕。われ眞理に在りて汝等を愛す。また我のみならず、尙ほ眞理を知るすべての者も〔汝等を愛す〕。二 是れ我等のうちに居り、且つ永に我等と共に在らんとする、眞理によりてなり。三 父なる神、及び父の子なる主イエスキリストよりの惠、慈、平和は眞理と愛とのうちに、汝等と共に在らん。

四 われ汝の兒等の、父より誡を我等が受けし如く、眞理のうちに歩むを見出だすが故に、甚だ喜べり。五 さればわれ汝に請ふ、貴き婦人よ、われ新しき誡を汝に書き贈る故にあらず、初より我等の保つところのものなり、即ち我等互に愛すべきなり。六 また愛とは、我等彼の誡に循ひて歩むこと是れなり。誡とは汝等の初より聞きし如く、その〔愛の〕うちに歩むこと是れなり。七 そは多くの惑はす者、世に入り來りたるが故なり。かれらは肉において來りたまへるイエスキリストを告白せず、此の者は惑はす者、また キリストに違らふ者なり。八 汝等己自らを視よ、是れ我等の働きしところのものを失ふことなく、反つて滿ちたる報を受けんためなり。九 すべて背する者と、キリストの教のうちに居らざる者とは神を保たず、キリストの教のうちに居る者、此の者は父をもまた子をも保つなり。一〇 誰ぞもし汝等の許に來るとも、此の教を

齋らさずば、彼を家に受け入るる勿れ、また慶しと彼に云ふ勿れ。一一 そは彼に慶しと云ふ者は、その惡しき行に親しく交はるなり。

一二 われ汝等に書き贈るべき多くの事あれど、紙と墨とによりてするを欲せず、されど汝等の許に到り、口をもて口に語たらんことを望む、是れ我等の喜の滿たされんがためなり。一三 選ばれたる汝の姉妹の兒等、汝に挨拶す。アメン。

使徒ヨハネの公同書狀　第二　終り

使徒ヨハネの公同書狀　第三

一 長老、〔書狀を〕愛せらるるガイオスに〔贈る〕。われ眞理に在りて汝を愛す。二 愛せらるる者よ、我は汝の魂の旺なるが如く、すべての事に就きて、汝の旺に且つ健ならんことを願ふ。三 そは我は汝の眞理のうちに歩むままを、兄弟等の來りて、眞理に在りて汝の證をなすことを甚だ喜びたればなり。四 我は我が兒等の眞理のうちに歩むことを聞くは、これに勝れる大なる喜はなし。五 愛せらるる者よ、汝は何事にても、兄弟等に對してもまたその旅人に對しても、汝の行ひ得べき事を信をもて爲すなり。六 彼等は汝の愛を集會の面前にて證せり。汝彼等を神に適ひて見送るは、その爲すところ良し。七 そは彼等は異人より何をも受けずして、此の名のために出で來りたればなり。八 是の故に我等はかくの如き人々を受くべきなり、是れ我等も同に眞理のうちに働く者とならんためなり。九 われ〔愛に〕集會に書き贈りしが、彼等のうちの長たるを好むデオテレベス、我等を受けざりき。一〇 これによりて我もし來らば、彼が惡しき言をもて我等を罵り、且つそれをもて足れりとせず、己も兄弟等を受けず、また〔受けんと〕欲する者を禁じ、且つこれを集會より逐ひ出だすなど、その爲すところの行を彼に憶ひ起さしむべし。一一 愛せらるる者よ、惡に倣ふ勿れ、されど善に〔倣へ〕。善を爲す者は神につきてあ

り、されど惡を爲す者は神を視ざるなり。一二 デメテリオに對しては、すべての〔人〕より、且つ眞理自身より證せらる。また我等も證をなす、且つ汝等は我等の證の眞なることを知る。
一三 われ書き贈るべき多くの事あれども、墨と筆とによりて汝に書き贈ることを欲せず。一四 されどわれ直に汝を見、且つ口をもて口に語たらんことを望む。一五 平和汝に〔あれ〕。友たち汝に挨拶す。名に循ひて友たちに挨拶せよ。

使徒ヨハネの公同書狀　第三　終り

使徒ユダの公同書狀

一 ユダ、イエスキリストの奴僕、またヤコブの兄弟、〔書狀〕を父なる神にありて聖められ、イエスキリストのうちに護らるる、召されたる者に〔贈る〕。二 愍と平和と愛と汝等に增されかし。
三 愛せらるる者よ、我は共通の救に就きて汝等に書き贈らんと、あらゆる勤勉を爲ししとき、一たび聖徒等に傳へられたる信仰のために、鬪はんことを汝等に書き贈りて、奬めざるを得ざりき。四 そは或る人々の窃に入り來りたればなり。彼等はこれがために、疾くより既に書き記されて、その罪は定まれるなり。〔彼等は〕我等の神の惠を〔採つて〕好色に易へ、且つ唯一の至上の權をもち給ふ神、即ち我等の主イエスキリストを否む不度なる者なり。
五 されば汝等は既に知れど、われ此の事を汝等に憶ひ起さしめんことを欲す、即ち主は民をエジプトの地より救ひ給ひしが、次に信ぜざる者を亡ぼし給へり。六 また彼は己自らの分限を護らず、されど己が住所を見捨てたる天使等を、大なる日の裁のために、長の繩をもて闇の下に護り給ひ、七 ソドムとゴモラ、またその隣の市々の如きも、彼等と等しき樣の淫行に戰り、異なる肉を追ひ往きたれば、永の火の刑罰を受けて含見とせられたり。八 此等の夢みる者も等しく

肉を汚し、また主たることを傍寄せ、また榮光を冒せり。九 天使長ミカエル惡魔と諍ひて、モーゼの體に就きて論ぜしとき、彼は冒の裁を齎すことを敢てせず、唯主は汝を戒め給ふべしといへり。一〇 されど此等の者は己の知らざる事を冒すなり。されば彼等は辨なき生き物の如く、自然に己が知る事、それらの事のうちにて腐れ去るなり。一一 彼等は禍なるかな、そはカインの道に往き、また報のためにバラムの惑に走り込み、またコラの云ひ逆をもて亡びたればなり。

一二 此等の者は憚らず宴席に與りて、群を牧ふ如く己自らを養ふ。汝等の愛餐の隱れ岩なり。彼等は風に搬び廻はさるる水なき雲、枯れてまた枯れ、根拔にされたる實のなき秋の樹、一三 己が恥を泡立つる海の荒波、迷ふ星〔なり〕。暗の闇は彼等のために、永に至るまで護らるるなり。一四 さればアダムより七代のエノクも豫言して云ひけるは、見よ、主はすべての者に對して裁をなし、一五 彼等の不虔なりしそのすべての不虔の行と、不虔なる罪人が彼に逆らひて話たりしすべての甚だしき〔言〕とに就きて、彼等のすべての不虔を認めしめんとて、聖なる萬衆をもて到り給へり。

一六 此等の者は呟く者、怨ずる者、己の慾に循ひて歩む者なり。されどその口は誇張を話たり、利益のためには歎美の顏をなす。一七 されど愛せらるる者よ、汝等は我等の主イエスキリストの使徒等より、豫め謂はれし詞を憶ひ出でよ。一八 そは彼等は汝等に、末の時には嘲る者あり、己自らの慾に循ひて歩まん、と云ひたればなり。

一九 此等の者は差別する者、血氣なる者、靈を有たざる者なり。二〇 されど愛せらるる者よ、汝等は最聖き信仰をもて己自らの德を建て、聖靈に在りて祈り、二一 神の愛のうちに己自らを護り、永の生のために我等の主イエスキリストの惠を待ち望め、二二 また異論を立つる者を憐め。二三 また或る者をば懼をもて火より奪ひ去つて救ひ、その肉に汚れたるは下衣をも憎め。

二四 されど〔汝等を〕衛りて缺なく、また責むべきところなく、歡をもて彼の榮光の面前に立たしむることを得しめ給ふ者に、二五 我等の救主なる唯一の智慧の神に、榮光と威光、〔また〕勢と權と、今もすべての世々に至るまでも〔あれかし〕。アメン。

使徒ユダの公同書狀　終り

ヨハネの神聖なる默示

第一章

一 イエスキリストの默示、必ず速に發らざるべからざる事をその奴僕等に見はさしめんとて、神が彼に與へ給ひしところのもの、即ち彼はその天使等によりて、〔これを〕その奴僕ヨハネに使はして示し給へり。二 彼は見し程しの神の言、即ちイエスキリストの證を證せり。三 此の豫言の言を讀む者と、〔これを〕聞き且つそのうちに錄されたる事を護る人々とは幸なる者なり。そは期近ければなり。

四 ヨハネ、〔書狀を〕アジヤに在る七つの集會に〔贈る〕。おはす者、またおはしし者、また來ます者なる彼より、また彼の位の面前におはす七つの靈より、五 また信なる證人、死人のうちよりの長子、また地の王等の長なるイエスキリストより、惠と平和と汝等に〔あれ〕。我等を愛し給ひ、且つその血をもて我等の罪より、我等を濯ぎ給ひし者に、六 また彼は我等を神即ち彼の父のために王となし、また祭司と〔なし〕給へり、彼に榮光と勢と世々の世々に至るまで〔あれ〕。アメン。

七 見よ、彼は雲のうちに來り給ふ、さればすべての目は彼を目のあたり見るべく、また彼を刺したる者も彼を〔視るべし〕、また地のすべての族は彼のゆへに哭かん。然り、アメン。八 我

はアルパまたオメガ〔なり〕、初また終〔なり〕と、主、おはす者、またおはしし者、また來ます者、全能なる者云ひ給ふ。

九 ヨハネ、汝等の兄弟にして、〔汝等と〕同にイエスキリストの患と國と耐へ忍とに與る者、神の言のゆへに、即ちイエスキリストの證のゆへに、パトモスと呼ばるる島に在りき。一〇 主の日に我は靈のうちにありき。かくて我は我が後ろにて、喇叭の〔聲の〕如き大なる聲を聞けり、一一 云ひ給ひけるは、我はアルパまたオメガなり、最先また最終〔なり〕。されば汝が視るところを小卷に錄し、且つこれをアジヤに在るエペソ、またスミルナ、またペルガモ、またテアテラ、またサルデス、またヒラデルヒヤ、またラオデキヤの〔七つの〕集會に贈れ。一二 乃ち我と話たれる聲を視んとて、我はふり返りたり。かくて我がふり返りしとき、七つの金の燈火臺を見たり。一三 またその七つの燈火台の眞中に、足まで垂るる〔衣を〕着、また胸には金の帶を經ひたる、恰も人の子の似き者を〔見たり〕。一四 その頭と髮とは、白きこと白き羊の毛の如く、雪の如く、またその目は火の焰の如く、一五 またその足は恰も爐に灼かれて輝ける眞鍮の似く、またその聲は多くの水の聲の如し。一六 またその右の手には七つの星をもち、またその口よりは利き兩刃の長劍出で往き、またその面は陽の、その力をもて輝くが如し。一七 かくて我は彼を見しとき、死人の如く彼の足もとに倒れたり。然るに彼はその右の手を我の上に按きて、我に云ひ給ひけるは、懼るる勿れ、我は最先、また最終なり、一八 また生ける者〔なり〕また我は死人となりたり、されど見よ、我は世々の世々に至るまで生くるなり。アメン。また我は陰府と死との鍵を持てり。一九 〔是の故に〕汝が見るところの事、即ち〔今〕ある事と、此等の事の後に將に發らんとする事とを書き錄せ。二〇 是れ我が右手にて、汝が見るところの七つの星と、金の七つの燈火台との奧義なり。此の七つの星は七つの集會の天使なり、また汝が見るところの七つの燈火台は七つの集會なり。

第二章

汝、エペソ人の集會の天使に書き贈れ、その右手に七つの星を捉へ、金の七つの燈火台の眞中に歩み給ふ者かく云ひ給ふ、二 われ汝の行と、汝の勞と、あらざる者を試みて、その僞り者なるを見出だしたることとを知り、三 また汝は堪へ且つ耐へ忍びて、我が名のゆへに勞して疲れざることを〔知る〕。四 されどわれ汝に逆ふべきことあり、そは汝の初の愛を汝は措てたるが故なり。五 是の故に汝は何處より落ちしかを憶ひ出でよ、且つ悔ひ改めて初の行を爲せ。されどもしその如くせずば、われ速に汝の許に來らんとす、かくて汝もし悔ひ改むるにあらずんば、われ汝の燈火台をその場處より動かすべし。六 されど汝は此の事を保てり、即ち汝はニコライ宗の行を憎む、我もそれを憎むなり。七 耳ある者は諸集會に對して、靈の云ひ給ふ事を聞くべし、勝てる者にはわれ神のパラダイスの眞中にある、生の木より喰ふことを得しめん。

八 またスミルナ人の集會の天使に書き贈れ、死人となりたれども生きたる、最先また最終なる者かく云ひ給ふ、九 われ汝の行と艱と貧とを知る。されど汝は富める者にして、己自らをユダヤ人なりと云へど、〔ユダヤ人に〕あらず、されどサタナの會堂の人々の冒を〔受くるを知る〕。一〇 汝將に受けんとする苦を少しも懼るる勿れ。見よ、汝等の試みられんために、惡魔は將に汝等のうちの或る者を檻倉に投げ入れんとす、かくて汝等は十日〔の間〕艱を受くべし。汝死に至るまで信なれ、さればわれ汝に生の冠を與ふべし。一一 耳ある者は諸集會に對して、靈の云ひ給ふ事を聞くべし、勝てる者は必ず第二の死に害はれざるべし。

一二 またペルガモに在る集會の天使に書き贈れ、利き兩刃の長劍を持つ者かく云ひ給ふ、一三 われ汝の行と、汝が住む處、そこはサタナの位なると、汝は我が名を捉へて、信なる我が證人アンテパスの、サタナの住む處なる汝等の傍にて殺されたる日にも、我が信仰を否まざりしことを知る。一四 されどわれ二三汝に逆らふべきことあり、そは汝はそこにバラムの教を捉ふる者を有するが故なり。彼はバラクに教へて、イスラエルの子等の面前に躓を投げしめ、偶像に獻げたる物を喰はしめ、即ち淫行をなさしめたり。一五 その如く汝もニコライ宗の教を捉ふる者をも保てり、これ我が憎むところなり。一六 〔是の故に〕悔ひ改めよ。されどもしその如くせずば、われ速に汝に來らんとす、かくて我が口の長劍をもて彼等と戰ふべし。一七 耳ある者は諸集會に對して、靈の云ひ給ふ事を聞くべし、勝てる者にはわれ隱れたるマナを喰ふことを得しめん。またわれ彼に白き石、即ち新しき名を錄されたるかの石を與へん、受けたる者の外には誰もこれを知る者なし。

一八 またテアテラに在る集會の天使に書き贈れ、神の子、火の焰の如きその目をもち、またその足は恰も輝ける眞鍮の似き者かく云ひ給ふ、一九 我は汝の行と、愛と、奉事と、信仰と、汝の耐へ忍と、汝の行、即ち初のより勝れる終の〔行〕とを知る。二〇 されどわれ二三汝に逆らふべきことあり、そは汝は己自らを豫言者と云ふ婦、イゼベルを許して我が奴僕等を教へ、且つ惑はして淫行をなさしめ、即ち偶像に獻げたる物を喰はしむるが故なり。二一 また我はその淫行を彼の悔ひ改めんために時を與へたり、されど彼は悔ひ改めず。二二 見よ、我は彼を床に投げ入れん、また彼と姦淫を犯す者も、その行を悔ひ改めずば、これを大なる艱に〔投げ入れん〕。二三 また彼の兒等をば死をもて殺さん。かくて我は〔人の〕腎と心とを探ぐる者にして、汝等の行に循ひて汝等おのおのに與へんとすることを、すべての集會は知るならん。二四 されど我はテアテラに在るその餘の者にして此の教を保たず、また彼等の云ふが如く、サタナの深處を知らざる汝等に云はん、我は汝等の上に他の重荷を投げざるべし。二五 されど汝等が保つところを、我が到らんときまで捉へよ。二六 勝てる者、即ち終まで我が行を護る者は、われ彼にも國人の上に權を與へん。二七 かくて彼は鐵の杖をもて、彼等を牧し、彼等は土の器の如く碎かれん、我の我が父より受けたるが如し。二八 また我は彼に曙の明星を與へん。二九 耳ある

者は諸集會に對して、靈の云ひ給ふ事を聞くべし。

第三章

またサルデスに在る集會の天使に書き贈れ、神の〔七つの〕靈と、七つの星とをもつ者かく云ひ給ふ、我は汝の行を知る、即ち汝は生ける名あり、されど死人なり。二目を覺ましをれ、且つ殆んど死なんとするその餘れるものを堅うせよ、そはわれ汝の行の、神の面前に遂げられざるを見出だしたればなり。三是の故に汝は如何に受け、また聞きしかを憶ひ出でて護れ、且つ悔ひ改めよ。是の故に汝もし目を覺まさざらんか、我は盜人の如くに汝に到らん、されば汝は何れの時に、我の汝に到るかを必ず知ることなからん。四〔されど〕汝はサルデスにて尙ほ己が衣を汚さざる二三の名を保てり、彼等は白き〔衣〕にて我と共に歩まん、そは彼等は値する者なるが故なり。五勝てる者、此の者は白き衣を纏はん、且つわれ必ずその名を生の卷物より抹し去らじ。また彼の名を我が父の面前と、その天使等の面前とにて告白すべし。六耳ある者は諸集會に對して、靈の云ひ給ふ事を聞くべし。

七またヒラデルヒヤに在る集會の天使に書き贈れ、聖なる者、眞なる者、ダビデの鍵を持ちて、開けば鍵する者なく、また鍵すれば開く者なき者かく云ひ給ふ、八我は汝の行を知る、見よ、我は汝の面前に戸を開きて置けり、されば誰もこれを鍵すること能はず、そは汝は少しの力ありて我が言を護り、且つ我が名を否まざりしが故なり。九見よ、我はサタナの會堂のうちのものにて、己自らをユダヤ人なりと云ひて〔ユダヤ人に〕あらず、されど僞をなす或る者を

汝に與へん、見よ、我は彼等をして來りて汝の足の前に平伏さしめん、かくて我の汝を愛せしことを知らしめん。一〇そは汝は我が耐へ忍の言を護りたれば、我も地に住む者を試みんために、將に全世界に來らんとするその試の時より汝を護るべげればなり。一一見よ、われ速に來らん、汝のもつところを提へよ、是れ誰も汝の冠を取ることなからんためなり。一二勝てる者はわれ彼を我が神の聖所のうちの柱たらしめん。かくて彼は必ず再び外に出で來ることなからん、且つ我は彼の上に我が神の名と、我が神の市即ち天より、我が神より降る新しきエルサレムの名と、新しき我が名とを錄さん。一三耳ある者は諸集會に對して、靈の云ひ給ふ事を聞くべし。

一四またラオデキヤ人の集會の天使に書き贈れ、アメンなる者、證人即ち信なる者、また眞なる者、神の創造の初なる者かく云ひ給ふ、一五我は汝の行を知る、即ち汝は冷かにもあらず、また熱きにもあらず、我は汝の冷かならんか、或ひは熱からんかを願ふ。一六かくの如く汝は微溫にして、冷かにも或ひは熱きにもあらざるが故に、われ將に汝を我が口より吐き出ださんとす。一七そは汝、我は富める者にして增々富み、また要するところあることなしと云ひて、惱める者、また愍むべき者、また貧しき者、また盲なる者、また裸なる者なることを汝は知らざるが故なり。一八われ汝に勸む、汝の富まんために火に灼きたる金を我より買へ、また纒ひて己が裸の恥の顯はれざらんために白き衣を〔買へ〕、また汝の目にぬりて觀ることを得んために目

藥を〔買へ〕。一九 すべて我が愛にする者を我は糺し、且つ懲さん、是の故に汝熱心なれ、且つ悔ひ改めよ。二〇 見よ、我は戸の邊に立ち且つ叩く、誰ぞもし我が聲を聞き且つ戸を開かば、我は彼の許に入り來らん。かくて我は彼と共に、また彼は我と共に夕食せん。二一 勝てる者は、われ彼に我が位に我と共に坐することを得しめん、我も勝ちたれば、我が父と共にその位に坐ししが如けん。二二 耳ある者は諸集會に對して、靈の云ひ給ふ事を聞くべし。

第四章

此等の事の後にわれ見しに、見よ、戸は天に於て開かれたり、且つ我が聞きし初の聲は喇叭の〔響の〕如く我に話たりて、云ひけるは、此處に登れ、されば われ汝に此等の事の後に、必ず發らざるべからざる事を見はさん。二 直に我は靈のうちにありき。かくて見よ、位は天に据ゑられたり、且つその位の上に坐しておはしき。三 また坐し給ふ者、幻には恰も碧玉また赤瑪瑙の似くにおはしき。またその位の圍に、幻には恰も綠玉にて成れる似き虹〔ありき〕。四 また此の位の圍に二十有四の位〔ありて〕、その位の上に白き衣を纏ひたる二十有四の長老等の坐するを見たり。また彼等はその頭に金の冠ありき。五 また此の位より電と雷と聲と出で往き、また七つの火の燈火、その位の面前に燃ゆ、是れ神の七つの靈なり。六 また此の位の面前に恰も水晶の似き、玻璃の海〔の如きもの〕〔あり〕。またその位の眞中と位の圍には、前にも後ろにも、數數の目にて滿ちたる、四つの生き物〔あり〕。七 卽ち第一の生き物は恰も獅子の似く、また第二の生き物は恰も牛の似く、また第三の生き物は人の如き顏をもてり、また第四の生き物は恰も翔る鷲の似し。八 また〔此等の〕四つの生き物、その一つ一つに六つの翼ありて、〔その翼の〕外も內も、數數の目にて滿てり。また彼等は日も夜も休むことなく、云ふ、聖なる、聖なる、聖なる主、全能の神、おはしし者、またおはす者、また來ます者。九 またかの生き物の、榮光と敬と感謝とを、位に坐し給ふ、世々の世々に至るまで生き給ふ者に歸しまつれるとき、一〇 かの二十有四の長老等、位に坐し給ふ者の面前に伏し、世々の世々に至るまで生き給ふ者に平伏し、且つ己が冠を位の面前に投げて、云ひけるは、二一 主よ、汝は榮光と敬と力とを受くるに値し給ふ。そは汝はすべての物を創造し給ひ、且つ此等は汝の意のゆへに存し、また創造せられたればなり。

第五章

また我は位に坐し給ふ者の右手に、內と裏とに錄されて、七つの封印せられたる小卷を見たり。二 また我は大聲にて、此の小卷を開き、またその封印を解くに値するは誰なるか、と宣ぶる强き天使を見たり。三 然るに天にも、また地にも、また地の下にも、その小卷を開き、またこれを視ることを得る者一人もなかりき。四 されば われ甚く泣けり。そはその小卷を開きて讀み、またこれを視るに値する者を見出だざりければなり。五 然るに長老等のうちの一〔人〕、我に云ふ、泣く勿れ。見よ、ユダの族の者なる獅子、ダビデの根、この小卷を開き、またその七つの封印を解くことに勝を得たり。六 またわれ見しに、見よ。位とかの四つの生き物との眞中に、またかの長老等の眞中に、殺されたる如き羔の立ち給ふ。〔と

れに」七つの角と七つの目とあり、是れ地のすべてに使はされたる、神の七つの靈なり。七かくて彼は來り給へり、且つ位に坐し給ふ者の右手より、その小卷を取り給へり。八また彼のその小卷を取り給ひしとき、かの四つの生き物と、かの二十四の長老等、その羔の面前に伏したり。彼等はおのおの立琴と、香の滿ちたる金の鉢とを持てり、「此の香は」これ聖徒等の禱なり。九また彼等は新しき歌を謳ひて、云ひけるは、汝はその小卷を受け、且つその封印を開くに値し給ふ。そは殺され給ひ、且つその血をもて、我等をすべての族と言葉と民と國人とのうちより、神のために買ひ給ひ、一〇かくて我等の神のために、これを王となし、また祭司となし給ひたればなり。されば地の上にて我等は王たるべし。一一またわれ見しに、位とかの生き物と長老等との圍に、多くの天使の聲「の如きもの」を聞けり、「またその數は數萬の數萬」と數千の數千なりき。一二彼等大聲に云ひけるは、殺され給ひし此の羔は、力と富と智慧と强と敬と榮光と祝福とを受くるに値し給ふなり。一三またわれ、天に在り、また地に在り、また地の下に在る物、また海の上に在る物、またすべてそのうちに在る物なる、すべての創造せられたる物の、云ふことを聞けり、祝福と敬と榮光と勢とは、世々の世々に至るまで、位に坐し給ふ者にまた羔に「あれかし」。一四またかの四つの生き物云へり、アメン。またかの二十四の長老等は伏せり、かくて世々の世々に至るまで生き給ふ者に平伏せり。

第六章

またわれ見しに、「七つの」封印のうちの一つを羔の開き給ひしとき、かの四つの生き物のうちの一つ、雷の聲の如き「聲して」、來れ、且つ視よ、と云ふをわれ聞けり。二またわれ見しに、見よ、白き馬とその上に坐する者、弓を持てり。また彼に冠を與へられたり、かくて彼は勝ちて出で來れり、また勝つためなりしなり。

三また第二の封印を彼の開き給ひしとき、來れ、且つ視よ、と第二の生き物の云ふをわれ聞けり。四また赤き他の馬出で來れり。またその上に坐する者に、地より平和を取ることと、互に殺すこととを與へられたり。また大なる劍を彼に與へられたり。

五また第三の封印を彼の開き給ひしとき、第三の生き物の、來れ、且つ視よ、と云ふをわれ聞けり。またわれ見しに、見よ黑き馬とその上に坐する者、その手に秤を持てり。六またかの四つの生き物の眞中にて聲「の如きもの」をわれ聞けり、云ひ給ひけるは、一デナリに小麥五合、また一デナリに大麥壹升五合、またエライオンと葡萄酒とを害ふ勿れ。

七また第四の封印を彼の開き給ひしとき、第四の生き物の、來れ、且つ視よ、と云ふ聲をわれ聞けり。八またわれ見しに、見よ、青ざめたる馬とその上に坐する者、その名は死なりき。また陰府これに從ふ、またこれに地の四分の一を制し、長劍をもて、また饑饉をもて、また死をもて、また地の獸をもて、殺す權を與へられたり。

九また第五の封印を彼の開き給ひしとき、我は香壇の下に、神の言のゆへに、また彼等の立てし證のゆへに、殺されたる者の多くの魂を見たり。一〇また彼等は大聲に呼びて云ひけるは、

至上の權をもち給ふ者、聖にして眞なる者よ、汝は何時まで地に住む者を裁きて、我等の血の讐を復し給はざるや。一一 また彼等はおのおの白き衣裳を與へられたり、また彼等に己の如く、將に殺されんとする侶の奴僕等も、兄弟等も、〔その數の〕滿たさるるまで、尙ほ暫しの間休むべきなり、と謂はれたり。

一二 また第六の封印を彼の開き給ひしとき、われ見しに、見よ、大なる地震發れり。また陽は毛の荒布の如く黑くなれり、また月は〔全く〕血の如くなれり。一三 また天の星々は無花果樹の、大風に搖られて、その旬遲の實の投げらるるが如く、地に落ちたり。一四 また天は小卷を卷くが如くに去り、また山々と島々とはその處より動かされたり。一五 また地の王等、また大官等、また富める者等、また千人長等、また力ある者等、またすべての奴僕等、またすべての自由人等、己自らを洞のうちに、また山の岩のうちに隱したり。一六 また彼等は山と岩とに向ひて云ふ、我等の上に倒れよ、且つ位に坐し給ふ者の顏より、また羔の怒より我等を匿せ。一七 そは彼の大なる怒の日は到りたればなり、されば誰か立つことを得んや。

第七章

此等の事の後、われは地の四隅に、地の四〔方〕の風を捉へて立つ、四〔人〕の天使を見たり、是れ地の上にも、また海の上にも、またすべての樹の上にも、風の吹くことなからしめんとてなり。二 また我は生ける神の印を持ちて、陽の東より登る他の天使を見たり。かくて彼は大なる聲にて、地と海とを害ふことを與へられたる、かの四〔人〕の天使等に向ひて彼等に呼び、三 云ひけるは、我等の神の奴僕等を、その額の上に我等が印するまで、地をも、また海をも、また樹をも害ふ勿れ。四 また我は印せられたる者の數を聞けり、イスラエルの子等のすべての族にて、ロー、ミュー、デルタ千印せられたり。五 ユダの族にてイオタ、ベタ千印せられ、ルベンの族にてイオタ、ベタ千印せられ、ガドの族にてイオタ、ベタ千印せられ、六 アセルの族にてイオタ、ベタ千印せられ、ネフタリムの族にてイオタ、ベタ千印せられ、マナセの族にてイオタ、ベタ千印せられ、七 スメオンの族にてイオタ、ベタ千印せられ、レビの族にてイオタ、ベタ千印せられ、イサカルの族にてイオタ、ベタ千印せられ、八 ゼブルンの族にてイオタ、ベタ千印せられ、ヨセフの族にてイオタ、ベタ千印せられ、ベニヤミンの族にてイオタ、ベタ千印せられたり。

九 此等の事の後、われ見しに、見よ、誰も數ふること能はざりし大なる群衆、もろもろの國人、また族、また民、また舌樂のうちより、白き衣裳を纏ひて、その手に棕櫚を〔持ち〕、位の面前に、また羔の面前に立ちて、一〇 大聲に呼び、云ひけるは、救は我等の神の位に坐し給ふ者に、また羔に〔あれ〕。一一 また天使等みな位と長老等と四つの生き物との圍に立ち、かくてその類を向け、位の面前に伏し、且つ神に平伏して、一二 云ひけるは、アメン、祝福と榮光と智慧と感謝と敬と力と强と、世々の世々に至るまで我等の神に〔あれ〕。アメン。

一三 また長老等の一〔人〕答へて、我に云ひけるは、衣裳、その白きを纏ひたる此等の者は

誰にして何處より來りしや。一四 乃ちわれ彼に謂へり、「我が」主よ、汝は知れり。かくて彼われにいへり、此等の者は大なる艱より來りし者なり。また彼等はその衣裳を洗へり、卽ち羔の血にてその衣裳を白くせり。一五 此のゆへに彼等は神の位の面前に在りて、日も夜も、その聖所にて彼に服事す。されば位に坐し給ふ者は彼等の上に幕張し給ふべし。一六 彼等はもはや飢うることなかるべく、また渴くこともなかるべし、また陽もすべての熱も、必ず彼等の上に落つることなかるべし 一七 そは位の眞中におはす羔、彼等を牧し、またこれを生ける水の泉に導き給ひ、且つ神はその目より、すべての涙を拭ひ去り給ふべければなり。

第八章

また第七の封印を彼の開き給ひしとき、寂として天に辟なきこと半時ばかりなりき。二またわれ神の面前に立つ七〔人〕の天使等を見しに、彼等に七つの喇叭を與へられたり。三また他の〔一人の〕天使來り、金の香爐を持ちて香壇の傍に立てり。また彼に聖徒等の禱のために、位の面前なる金の香壇の上に供へしめんとて、多くの香を與へられたり。四また聖徒等の禱に添ふる香の煙は、その天使の手より神の面前に登れり。五またこの天使、香爐を取り、それに香壇の火を滿たせり。またそれを地に投げしに、聲と雷と電と地震と發りたり。

六 またかの七つの喇叭を持てる七〔人〕の天使等、喇叭を吹かんとて己自らを備へたり。七 かくて第一の天使喇叭を吹きけるに、血の混りたる雹と火とありて、地に投げられたれば〔地の三分の一燒き盡され、また〕樹々の三分の一燒き盡され、また靑草はみな燒き盡されたり。八 また第二の天使喇叭を吹きけるに、火にて燃ゆる大なる山の如きもの、海に投げ入れられたれば、海の三分の一血となれり。九 されば海のうちなる魂ある、多くの創造せられたる物のうちの三分の一は死し、また多くの船のうちの三分の一は壞れたり。一〇 また第三の天使喇叭を吹きければ、燈火の如く燃ゆる一つの大なる星、天より落ちたり、卽ち河々と水の多くの泉との三分の一の上に落ちたり。一一 またこの星の名は苦艾と云はる。されば〔水の〕三分の一は苦艾となりて、多くの人その水にて死ねり、そは苦くなりたる故なり。一二 また第四の天使喇叭を吹きければ、陽の三分の一と月の三分の一と星々の三分の一と擊たれたり。是れ此等の物の三分の一暗くなり、日もその三分の一は明からず夜も等しからんためなり。一三 またわれ見しに、一〔人〕の天使の中天を翔りながら、禍なるかな、禍なるかな、地に住む者は禍なるかな、將に吹かんとする三〔人〕の天使等の、喇叭の聲の殘れるあればなり、と云ふ聲を聞けり。

第九章

また第五の天使喇叭を吹きけるに、われ一つの星の天より地に落ち、またこれに奈落の坑の鍵を與へらるるを見たり。二 かくて奈落の坑を開きたり。またその坑より大なる爐の煙の如き煙上れり。また陽と空とはその坑の煙にて暗くなれり。三 またその煙より多くの蝗、地の上に出で來れり。また彼等に地の蠍のもつ權の如き權を與へられたり。四 また彼等に、唯その額に神の印を保たざる人々の外は、地の草をも、また如何なる靑き

物をも、また如何なる樹をも害ふべからず、と彼に謂はれたり。五 また彼等を殺さず、唯五ケ月〔の間〕これを苦責すべきことを與へられたり。またその苦責は、蠍の人を刺したるときの如き苦責なり。六 またそれらの日には、人々死を索むるならん、されど〔必ず〕見出ださざるべし。また死ぬることを願ふならん、されど死は彼等より遁れ去らん。七 また蝗の形は恰も軍のために備へられたる馬の似く、またその頭には金に似たる冠の如きものありて、その顏は人の顏の如し。八 また彼等は婦の髮の如き髮あり、またその齒は獅子の〔齒の〕如くありき。九 また彼等は鐵の胸當の如き胸當を持てり、またその翼の音は軍に走る多くの馬の戰車の音の如し。一〇 また彼等は蠍に似たる尾をもてり、またその尾に刺ありき。かくて彼等はその尾にて、五ケ月〔の間〕人を害ふの權あり。一一 また彼等は己の上に王、即ち奈落の天使あり、これをヘブルにてはアバドンと名け、またギリシヤにてはアポルオンと名く。一二 第壹の禍は去れり、見よ、此等の事の後、尙ほ第二の禍來らんとす。

一三 また第六の天使喇叭を吹けり、かくてわれ神の面前なる、金の香壇の四つの角より、一つの聲を聞けり。一四 喇叭を持てる第六の天使に云ひ給ひけるは、大河ユウフラテの邊に繫がるる四〔人〕の天使等を釋け。一五 乃ちかの四〔人〕の天使等は釋かれたり。彼等は人々の三分の一を殺さんとて、その時と日と月と年とのために備へられたる者なり。一六 また騎兵の數は萬の二萬〔ありき〕、またわれその數を聞けり。一七 またかくして我は幻のうちに、かの馬どもとその上に坐する者とを見たり、彼等は火色と紫色と硫黃色との胸當を持てり。またその馬どもの頭は獅子の頭の如くにて、その口よりは火と煙と硫黃と出で往く。一八 此等の三つの〔殃〕にて〔即ち〕かの口より出で往く火にて、また煙にて、また硫黃にて、人々の三分の一は殺されたり。一九 そは彼等の權はその口にあればなり。そはその尾は恰も蛇の似く、頭あり、またそれをもて〔人を〕害へばなり。二〇 また此等の殃にて殺されざりしその餘の人も、惡鬼と、金また銀、また銅、また石、また木などの禮ることも、また聞くことも、また歩むことも能はざる偶像とに、平伏さざらんために、その手の行ひを悔ひ改めず、二一 またその人を殺すことをも、またその咒術をも、またその淫行をも、またその盜をも悔ひ改めざりき。

第十章

また我は天より雲を纏ひ、その頭に虹をもちたる、他の强き天使の降り來るを見たり。またその顏は陽の如く、またその足は火の柱の如し。二 また彼はその手に開きたる小卷物を持てり、また彼は右なるその足を海の上にまた左なるを地の上に置げり。三 また獅子の吼ゆるが如く大聲に叫べり、またその叫びしとき七つの雷己自らの聲を語たれり。四 また七つの雷の己自らの聲を語たりしときわれ將に書き錄さんとせり。然るに我は天より我に、七つの雷の話たれる事を封じて、それを書き錄す勿れ、と云ひ給ふ聲を聞けり。五 また海の上と地の上とに立つを、我が見しかの天使、〔右なる〕その手を天に擧げたり。六 かくて彼は天とそのうちの物、また地とそのうちの物、また海とそのうちの物を創造し給ひし、

世々の世々に至るまで生き給ふ者を指して誓へり、もはや時はなかるべし、七されど第七の天使の聲の日に、その將に喇叭を吹かんとするときに、神の奥義は、彼が豫言者なる己自らの奴僕等に、福音を宣傳へ給ひし如く完うせらるべしと。

八また我が聞きし天よりの聲、復た我と話たり、且つ云ひ給ひけるは、往け、海の上と地の上とに立つ天使の手にある、かの開かれたる小卷物を取れ。九乃ちわれかの天使の許に往き、彼に云ひけるは、その小卷物を我に與へよ。かくて彼われに云ふ、取れ且つこれを喰ひ盡くせ、されば汝の腹を苦くならしめん、されど汝の口に在るときは蜜の如く甘からん。一〇乃ちわれその天使の手より小卷物を取れり、かくてそれを喰ひ盡せり。然るにその我が口に在るうちは蜜の如く甘かりき、またそれを喰ひしとき、我が腹苦くなりたり。一一また彼われに云ふ、必ず汝は復たもろもろの民と國人と言葉と多くの王等とに就きて、豫言せざるべからず。

第十一章

また恰も杖の似き竿を我に與へられたり、彼云ひけるは、起ちて神の聖所と香壇とそのうちにて平伏す人々とを度れ。二されど聖所の內なる中庭をば除げよ、卽ちそれを度る勿れ、そは國人等に與へられたればなり、また彼等は四十二ケ月〔の間〕、聖なる市を蹂み躙るならん。三またわれ我が二〔人〕の證人等に〔力を〕與へん、かくて彼等は荒布を纏ひて、千二百六十日〔の間〕豫言すべし。四此等の者は二つのエライヲンにして、地の神の面前に立つ二つの燈火臺なり。五また誰ぞもし彼等を害はんと欲せば、火は彼等の口より出で往き、且つその敵を喰ひ盡さん、また誰ぞもし彼等を害はんと欲せば、かくの如く彼は必ず殺されざるべからず。六此等の者は彼等の豫言の日のうちは、雨の降ることなからんために、天を鎖する權あり、また彼等は水の上に權ありて、これを血に變らせ、また彼等もし欲せば幾たびにても、すべての殃をもて地を擊つ〔の權あり〕。七また彼等のその證を完うしたらんとき、奈落より上れる獸、彼等と軍をなさん、かくて彼は彼等に勝ち且つこれを殺さん。八またその屍はソドムまたエジプトと、靈的に稱へらるる大なる市の大路に〔横はらん〕、是れ我等の主も、十字架にせられ給ひし所なり。九またもろもろの民と族と言葉と國人とのうちにて、その屍を三日と半の〔間〕視んん、されど彼等はその屍を墓に納むることを許さざるべし。一〇また地に住む者等は彼等のゆへに喜び樂まん、且つ互に禮物を贈らん、そは此等二〔人の〕豫言者等は、地に住む者を苦責したればなり。一一然るに三日と半の後に、神より生の靈彼等のうちに入り來りたり、されば彼等は己が足にて立てり、かくて大なる懼はこれを看る者等の上に落ちたり。一二また彼等は天より、此處に上れ、と彼等に云ひ給ふ大なる聲を聞けり、乃ち彼等は雲にて天に上りたり、またその敵も彼等を看たり。一三またその時に大なる地震發りたり、さればこの市の十分の一は倒れ、且つその地震にて七千人の名は殺されたり、さればその餘の者は恐ろしくなりて、榮光を天の神に歸しまつれり。一四第二の禍は去れり、見よ、第三の禍速に來らんとす。

一五 また第七の天使喇叭を吹きけるに、天に多くの大なる聲ありき、云ひけるは、此の世の國々は我等の主のもの、即ちそのキリストのものとなれり、されば世々の世々に至るまで彼は王たり給はん。一六 また神の面前にて己が位に坐する二十有四の長老等、その顏を伏せて神に平伏し、一七 云ひけるは、主、全能なる神、おはす者、またおはしし者、また來ます者よ、我等汝に感謝しまつる、そは汝はその大なる力を執りて、王となり給ひたればなり。一八 またもろもろの國人は怒れり、されど汝の怒も到れり、即ち死人等は裁かれ、豫言者なる汝の奴僕等と、聖徒等と小なるも大なるも、汝の名を畏るる者等とに報を與へ、また地を腐敗せしめたる者どもを腐敗せしめ給ふ期は〔到りたり〕。

一九 かくて天にて神の聖所は開かれたり、またその聖所のうちなる彼の契約の櫃現はれたり、また電と聲と雷と地震と大なる雹とありき。

第十二章

また天に大なる徴現はれたり、婦〔あり〕、陽を纏ひ、月をその足の下に〔踏み〕、その頭に十二の冠を〔戴けり〕。二 彼は孕みをりて、產まんとする陣痛と苦痛とに叫ぶなり。三 また他の徴天に現はれたり、見よ、赤き大なる龍〔あり〕、七つの頭と十の角とをもち、その頭には七つの王冠を〔戴き〕、四 またその尾は天の星々の三分の一を引きて、これを地に投げたり。また此の龍將に產まんとするかの婦の面前に立ちて、產まばその兒を喰ひ盡さんとす。五 かくて彼は將に鐵の杖をもて、すべての國人を牧せんとする男の子を產めり。

然るにその兒は神の許に、即ちその位の〔許に〕奪ひ去られたり。六 また婦は荒野に遁れ、その處にて千二百六十二日〔の間〕彼を養はんために、神より備へられたる場所を得たり。

七 また天に軍發れり、ミカエル及びその天使等は龍に逆らひて軍せり、即ちかの龍及びその天使等は軍せり。八 然るに彼等は勝たず、またもはや天に於て己が〔居るべき〕場所も見出だされざりき。九 かくて此の大なる龍、古き蛇、惡魔と呼ばるる者即ちサタナ、遍く世界を惑はす者は逐はれたり、彼は地にまで逐はれたり。またその天使等も彼と共に逐はれたり。一〇 またわれ天に於て云ひ給ふ大なる聲を聞けり、我等の神の救と力と、國即ち彼のキリストの權とは現に來れり、そは我等の神の面前に日も夜も訴ふる、我等の兄弟等の訴人は逐ひ下されたればなり。一一 また彼等は羔の血によりて、またその證の言によりて彼に勝ち、且つ死に至るも己が魂を愛せざりき。一二 此のゆへに天とこれに宿る者等とは喜べ、地と海とに住む者等は禍なるかな、そは惡魔は己が期の少なきことを知り、大なる怒をもちて汝等の許に降りたればなりと。一三 また龍は地にまで彼の逐はれしことを見しとき、男〔の兒〕を產みしかの婦を迫害せり。一四 然るに婦に大なる鷲の二つの翼を與へられたり、是れ己が場所なる荒野にまで翔らんためなり、その處に彼は一期と二期と半期〔の間〕、かの蛇の顏を避け、そこにて養はれたり。一五 また蛇は己が口より河の如く、水をかの婦の後ろに投げ出だせり、是れ彼を川流となしめんためなりしなり。一六 然るに地は婦を助けたり、即ち地はその口を開きて、龍がその

口より投げ出だす河を呑み盡したり。一七 かくて龍は嬉を怒りて、餘れる彼の種の、神の誡を護りて、イエスキリストの證を保つ者と軍をなさんとて去り往けり。

一八 また我は海の沙の上に立てり。

第十三章

かくてわれ海より上る一つの獣を見しに、七つの頭と十の角とをもてり、またその角には十の王冠〔あり〕、またその頭には冒涜の名〔あり〕。二 また我が見し獣は恰も豹の似く、またその足は熊の〔足の〕如く、またその口は獅子の口の如くありき。またかの龍これに己が力と位と大なる權とを與へたり。三 またその頭のうち、斬られて死ぬるばかりなる〔頭〕一つをわれ見たり。然るにその死の傷、癒されたり、されば全地驚かされて此の獣に從へり。四 かくて彼等は此の獣に權を與へし龍を拜し、またかの獣を拜して云ひけるは、この獣に等しきものは誰ぞや、誰かこれと軍を爲し得るものあらんや。五 またこれに大なる事と冒涜とを話たる口とを與へられ、また四十二ケ月〔の間〕行ふ權を與へられたり。六 かくて神に對する冒涜、即ちその名と、その幕屋と、天に宿る者等とを冒さんとて、その口を開けり。七 またこれに聖徒等と軍を爲して、彼等に勝つことを與へられ、またこれにすべての族と〔民と〕言葉と國人との上に權を與へられたり。

八 されば地に住める者にて、世の創より屠られ給ひし羔の生の卷物に、その名を錄されざる者はすべてこれに平伏さん。九 誰ぞもし耳をもたば聞くべし。一〇 誰ぞもし虜に遂れ往かば、虜となりて彼は往かん、誰ぞもし劍にて殺さば、必ず彼は劍にて殺されざるべからず。聖徒等の耐へ忍と信仰とは此處にあり。

一一 またわれ地より上る他の獣を見しに、恰も羔の似き二つの角をもちて、龍の如く話たれり。一二 かくて先の獣のすべての權を己の面前にて行はしむ、即ち地とこれに住む者等とをして、死の傷の癒されたる、かの先の獣を拜せしめんためなり。一三 また大なる徴、即ち人々の面前にて火を天より地に降らしむることをなしたり。一四 またかの獣の面前にて爲すべく、これに與へられたるその徴によりて、地に住める者等を惑はし、劍の傷を受けながら尚ほ生きたる、かの獣の像を作れと地に住む者等に云ふ。一五 またこれにかの獣の像に、靈を與ふることを與へられたり、是れかの獣の像の話たらんため、またかの獣の像を拜せざる者あらば、みな彼等の殺さんためなり。一六 また小なる者をも、大なる者をも、富める者をも、貧しき者をも、自由人をも、奴僕をも、すべて彼等をして その右の手或ひは額に徴を與へられしむ、一七 即ちかの獣の徴、或ひは名、若しくはその名の數を錄たざる者は、誰も買ひ若しくは賣ること能はざらしめんとてなり。一八 智慧は此處にあり、悟のある者はかの獣の數を算ふべし。その數は人の〔數〕なり、即ちその數は六六六〔なり〕。

第十四章

またわれ見しに、見よ、羔シオンの山に立ち給ふ、また彼と共に〔彼の名と〕彼の父の名とを、その額に錄されたる百四十四千の〔人あり〕。二 またわれ天

よりの聲を聞けり、多くの水の聲の如く、また大なる雷の聲の如し、即ち多くの立琴を搔き鳴らす者の、その立琴をもて搔き鳴らす聲をわれ聞けり。三 また彼等は新しき歌を位の面前と、かの四つの生き物と、長老等の面前とにて謳ふ、また此の歌は地より贖はれたる。かの百四十四千の者にあらざれば誰も學び得る者なかりき。四 此等の者は婦にて汚れざりし者なり、そは彼等は童貞なればなり、此等の者は何れにても、羔の往き給ふ處に彼に從ふ者なり、此等の者は神に對しまた羔に對する初穗として、人々のうちより買はれしなり。五 また彼等の口には謟を見出だされざりき、そは彼等は神の位の面前にて瑕なき者なればなり。

六 また我は中天に翔る他の天使を見しに、地に住む者、即ちすべての國人と族と言葉と民とに宣傳へんとて、永の福音をもちて、七 大聲に云ひけるは、神を畏れよ、且つ榮光を彼に歸し奉つれ、そは彼の裁の時は來りたるが故なり、即ち天と地と海と水の泉とを造り給ひし者に平伏せ。八 また從へる他の天使云ひけるは、倒れたり、バビロン、大なる市は倒れたり、そは彼はすべての國人に、己が淫行の恚の葡萄酒を飲ましめたるが故なり。九 また彼等に從へる〔他の〕第三の天使、大聲に云ひけるは、誰ぞもしかの獸とその像とを拜し、且つその額或ひは手に徽を受けなば、一〇 彼も神の怒の杯に盛れる、純粹なるその恚の葡萄酒を飲まん、且つ彼は聖なる天使の面前と羔の面前とにて、火と硫黃とにて苛責せらるべし。一一 またその苛責の煙は世々の世々に至るまで立ち上らん。かくて獸とその像とを拜し、またもしその名の徽を受くる者は休あることなし。一二 神の誡またイエスの信仰を護る聖徒等の耐へ忍は此處にあり。

一三 またわれ天より聲を聞けり、我に云ひけるは、書き錄せ、今より後、主に在りて死ぬる死人は福なる者〔なり〕。然り、靈云ひ給ふ、彼等はその勞より休まん、即ち彼等と共に從ふなり。

一四 またわれ見しに、見よ、白き雲とその雲の上に、恰も人の子の似き者坐し給ひて、その頭には金の冠あり、またその手には利き鎌をもち給ふ。一五 また他の天使、その雲の上に坐し給ふ者に對し、大聲に叫びつつ、聖所より出で來れり、汝の鎌を遣り、且つ穫り入れ給へ、そは穫り入の時は到りたればなり。そは地の穫り入れ物は枯れたればなりと。一六 かくてかの雲の上に坐し給ふ者、その鎌を地の上に投げ給ひければ、地は穫り入れられたり。

一七 また他の天使、香壇より出で來れり、かくてかの利き鎌を持つ者に對し、大なる聲をもて呼ばはれり、云ひけるは、汝の利き鎌を遣れ、且つ地の〔葡萄樹の〕房を刈り集めよ、そはその葡萄は熟れたればなり。一九 乃ちかの天使は、その鎌を地に投げて地の葡萄を刈り集め、また〔それを〕神の大なる恚の酒槽に投げ入れたり。二〇 かくて酒槽は市の外にて踐まれたれば、血その酒槽より出で來り、馬の轡にまで〔及び〕、千六百町に廣がれり。

第十五章

またわれ天に大にして、不思議なる他の徽を見たり、七〔人〕の天使等、最

終の七つの殃を持てり、そはこれにて神の恚は完うせらるるが故なり。二またわれ火の混りたる玻璃の海の如きものと、この玻璃の海の上に神の立琴をもちて立つ、かの獸、またその像、またその徽（しるし）（「また」）その名の數に勝ちたる多くの者とを見たり。三また彼等は神の奴僕モヲゼの歌と羔の歌とを謳ふ、云ひけるは、全能の神なる主よ、汝の行（わざ）は大に且つ不思議〔なり〕、聖徒等の王よ、汝の道は義しく且つ眞〔なり〕。四主よ、誰か汝を畏れ、且つ汝の名を頌めざらんや。そは聖くおはすは汝のみなればなり、そはすべての國人來り、且つ汝の面前に平伏すべければなり、そは汝の義は顯はれたればなり。

五また此等の事の後、われ見しに、見よ、天に於て證の幕屋の聖所は開かれて、六七〔人〕の天使等の、淨くして輝ける麻布を着、胸のまはりに金の帶を束ね、七つの殃を持ちて聖所より出で來れり。七またかの四つの生き物のうちの一つ、この七〔人〕の天使等に、世々の世々に至るまで生き給ふ神の恚の滿ちたる、七つの金の鉢を與へたり。八また聖所は神の榮光の、またその力の煙をもて滿たされたり、さればかの七〔人〕の天使等の、七つの殃の完うせらるるまで、誰も聖所に入り來ること能はざりき。

第十六章

またわれ聖所より七〔人〕の天使等に云ひ給ふ、大なる聲を聞けり、往け、且つ神の恚の〔七つの〕鉢を地に注げ。二かくて第一の者去つて、己が鉢を地に注ぎけるに、かの獸の徽（しるし）ある人々と、その像に平伏す者等との上に、惡しき且つ惡性なる

膿物生じたり。三また第二の天使の、己が鉢を海に注ぎけるに、死人の血の如きものとなりて、海のうちなる生ける物の魂みな死にたり。四また第三の天使の、己が鉢を河と水の泉とに注ぎけるに血となりたり。五またわれ河の天使の云ふを聞けり、おはす者、またおはしし者、また聖き者なる主よ、汝は義におはします、そは此等の判を汝は裁き給ひたればなり。六そは彼等は聖徒等と豫言者等との血を流したるが故に、汝はこれに血を飲ましめ給ひたればなり、そは彼等は値すればなり。七またわれ香壇より他の者の云ふを聞けり、然り、全能の神なる主よ、汝の裁は眞に且つ義し。八また第四の天使の己が鉢を陽（ひ）の上に注ぎけるに、これに火をもて人を焦すことを與へられたり。九かくて人々大なる熱に焦されたり、されば彼等は此等の殃の上に權をもち給ふ神の名を罵（ののしり）し、且つ悔ひ改めて榮光を彼に歸しまつらざりき。

一〇また第五の天使の、己が鉢をかの獸の位の上に注ぎけるに、その國暗くなりたり、されば その苦痛（くるしみ）より己が舌を齧み、一一また己が苦痛より、またその膿物より、天の神を冒（そし）り、かくてその行（わざ）を悔ひ改めざりき。一二また第六の天使の、己が鉢を大なる河、ユウフラテの上に注ぎけるに、その水涸れたり、是れ陽（ひ）の昇る方の王等の道の備へらるるためなりしなり。一三またわれかの龍の口より、またかの獸の口より、またかの贋豫者の口より、恰も蛙の似（にた）き不淨なる三つの靈の出づるを見たり。一四そは彼等は地と全世界の王等の許とに往き、全能の神の大なるかの日の軍のために、彼等を集めんとて、徽を爲す惡魔の靈なればなり。一五見よ、

われ盜人の如くに來らん、目を覺ましをりて、裸にて歩むことなく、またその耻を彼等の觀ることなからんために、己が衣を護る者は福なる者なり。一六 かくて彼等はヘブルにてアルマゲドンと稱ふる場所に彼等を集めたり。一七 また第七の天使の、己が鉢を空中に注ぎけるに、大なる聲、天の聖所より、位より出で來れり、云ひ給ひけるは、成れり。一八 また聲と雷と電となる聲、天の聖所より、位より出で來れり、云ひ給ひけるは、地の上に人の在りしこのかた、なき程、しかく大なりき。一九 また大なる市は三つに分れたり、かくて國人等の市は倒れ、また大なるバビロンは神の怒の、悲の葡萄酒の杯を與へらるべく、その面前に憶ひ出だされたり。二〇 また島々は盡く遁れ去り、また山々は見出だされざりき。二一 またタレントの重さ程の大なる雹、天より人々の上に降りければ、人々はその雹の殃より神を冒したり、そはその殃一方ならず大なりしが故なり。

第十七章

またかの七つの鉢を持つ七〔人〕の天使のうちの一〔人〕來りて、我に語りて云ひけるは、來れ、われ汝に多くの水の上に坐する、大なる淫婦の裁を汝に見はさん。二 地の王等は彼と淫を行ひ、また地に住む人々はその淫行の葡萄酒にて醉はしめられたり。三 また彼は靈のうちに、我を荒野に搬び去れり。かくて我は七つの頭と十の角ありて、冒の名の滿ちたる緋色の獸の上に坐する〔一人の〕婦を見たり。四 またこの婦は紫と緋色との〔衣を〕纏ひ、金と貴き石と眞珠とにて〔身を〕飾り、その手には己が淫行の憎むべきものと、不淨との滿ちたる金の杯を持ち、五 またその額に、奥義、大なるバビロン、地の淫婦、また憎むべき者の母、と名を錄せり。六 またわれ此の婦の、聖徒等の血にて、またイエスの證人等の血にて醉へるを見たり。されば彼を見しとき、われ大なる驚をもて驚けり。

七 然るにかの天使我にいへり、何故に驚くや。われ汝にこの婦と、彼を運ぶ七つの頭と十の角あるかの獸との、奥義を謂はん。八 汝が見しかの獸は〔前に〕在りしが〔今は〕在らず、されど將に奈落より上り來りて滅に往かんとす、されば地の上に住みて、世の創より生の小卷に名を錄されざる者は、かの〔前に〕在りしが〔今は〕在らず、〔後に〕在らんとする獸を視て驚くならん。九 智慧ある悟は此處にあり、七つの頭は七つの山にして、かの婦これに坐するなり。一〇 また七〔人〕の王等あり、五〔人〕は倒れしが一〔人〕は在り、他の〔一人〕は未だ來らず、されど彼の來らんときは、必ず暫し彼は留まらざるべからず。一一 また〔前に〕在りしが、〔今は〕在らざるかの獸は第八にして、かの七つにつきてあり、且つ滅に往かん。一二 また汝が見し十の角は十〔人〕の王等なり、彼等は未だ國を受けず、されど王の如き權を一と時かの獸と共に受けん。一三 此等の者は一つ心をもちて、己自らの力と權とをかの獸に與へん。一四 此等の者は羔と軍をなさん、されど羔は彼等に勝ち給ふべし、そは彼は主等の主、また王等の王におはし、且つ多くの召されたる者、また選ばれたる者、また信なる者等は彼と共なればなり。一五 また彼われに云ふ、汝が見しかの水は淫婦の坐する處にして、もろもろの民、また群衆、

また國人、また書記なり。一六 また汝が獸の上に見しかの十の角、此等のものは、かの淫婦を憎みて彼を荒れ廢れしめ、且つ裸になしてその肉を喰はん、またこれを火にて燒き盡さん。一七 そは神はその心を爲すことと、心を一にすることと、神の詞の完うせらるるまで彼等の國をかの獸に與ふることとを、彼等の心に與へ給ひたればなり。一八 また汝が見しところの婦は、地の王等の上に王たる權を保つ、かの大なる市なり。

第十八章

また此等の事の後われ大なる權をもちて天より降る他の天使を見しに、地はその榮光にて照らされたり。二 また彼は强く大なる聲にて叫び云ひけるは、倒れたり、大なるバビロンは倒れたり、かくて惡魔の住家、またすべての不淨なる籠の檻、またすべての不淨にして憎むべき鳥の檻となれり。三 そはすべての國人は彼の淫行の毒の葡萄酒を飲み、また地の王等は彼と淫を行ひ、また地の商人等は彼の奢の力にて富ましめられたればなり。四 また天より他の聲をわれ聞けり、云ひ給ひけるは、我が民よ、彼の罪に與ることなく、また彼の殃のうちを受くることなからんために、彼より出で來れ。五 そは彼の罪は天にまで跟き往きたれば、神はその不義を憶ひ出で給ひたればなり。六 彼が汝等に爲しし如く彼に爲し、彼の行に循ひ倍して彼に返せ、彼が酌みし杯には倍して彼に酌み與へよ。七 彼が己自らを頌め、且つ奢りし如くその如く、彼に苛責と悲とを與へよ、そは彼はその心のうちに、我は女王〔の位〕に坐す、且つ我は寡にあらず、されば必ず我は悲を見ることなかるべし、と云へばなり。八 此のゆへに死と悲と饑饉など、彼の殃は一日のうちに來らん、且つ彼は火にて燒き盡されん、そは主、彼を裁き給ふ神は、强くおはすが故なり。九 また彼と淫を行ひ、且つ奢りたる地の王等は、彼の燒かるる煙を見るとき、彼のために泣き且つ歎かん。一〇 〔彼等は〕その苛責の懼によりて、遠に立ちて云はん、禍なるかな、禍なるかな、大なるバビロン、强き市よ、そは汝の裁は一と時に到りたればなり。一一 また地の商人等も彼のために泣き、且つ悲しまん、そは彼等の船荷をもはや買ふ者なければなり。一二 その船荷は金、また銀、また貴き石、また眞珠、また麻の細布、また紫、また絹、また緋、またすべての香木、またすべての象牙細工、またすべての貴き木にて作れる器、また銅の、また鐵の、また大理石の器、一三 また肉桂、〔また益智〕、また香、また香油、また浪藥、また葡萄酒、またエライオン、また麥粉、また小麥、また家畜、また羊、また馬、また戰車、また人の體また魂なり。一四 かくて汝の魂の欲する熟れたる果物は汝より去り、またすべての肥えたる物と、華やかなる物とは汝より去りたり。されば此の後、必ずこれを見出だすことなかるべし。一五 彼に富ましめられたる此等の商人等は、彼の苛責の懼のゆへに、遠に立ちて泣き、且つ悲しみて、一六 云はん、禍なるかな、禍なるかな、大なる市、麻の細布と紫と緋とを纏ひ、また金と貴き石と眞珠とを飾りたるものよ、かくばかり大なる富の、一と時に荒れ廢れしとは。一七 またすべての船長、またすべて海を航る人々、また舟子、また海を生業とする者など、遠に立ちて、一八 彼の燒くる煙を視て叫び、云ひけるは、何

れの〔市〕か此の大なる市に等しきものぞ。一九 また彼等は塵を己が頭の上に投げ、泣き且つ悲しみつつ叫び、云ひけるは、禍なるかな、禍なるかな、大なる市、その奢にてすべて海に船を有てる者を、そのうちにて富ましたる市よ、そは一と時に荒れ廢れしめられたればなり。二〇 天よ、また聖徒等よ、〔また〕使徒等よ、また豫言者等よ、彼につきて喜べ、そは神は彼につきて、汝等の裁を裁き給ひたればなり。

二一 また一〔人〕の强き天使、大なる碾臼の如き石を取り上げ、海に投げ入れて云ひけるは、かくの如く大なる市バビロンは投げ倒さるべし、かくて必ず再び見出ださるることなかるべし。二二 されば立琴を搔き鳴らす者、また樂を奏する者、また笛吹く者、また喇叭を吹き鳴らす者の聲、必ず再び汝のうちに聞えず、また如何なる細工を作す如何なる細工人も、必ず再び汝のうちに見出だされず、また碾臼の音、必ず再び汝のうちに聞えざるべし。二三 また燈火の光、必ず再び汝のうちに輝かず。また花聟と花嫁の聲、必ず再び汝のうちに聞えざるべし。そは汝の商人等は地の大なる者なりしが故なり、そはすべての國人は汝の咒術にて惑はされたればなり。二四 また豫言者等及び聖徒等、并に地の上にて殺されたるすべての者の血は、彼のうちにて見出だされたり。

第十九章

また此等の事の後、われ天にて大なる群衆の大聲〔の如きもの〕を聞けり、云ひけるは、ハレルヤ、救と榮光と敬と力とは、主に、我等の神に〔あれ〕。二そはその裁は眞且つ義なればなり、そは彼は淫行をもて地を腐敗せしめたる、かの大なる淫婦を裁き給ひ、且つ彼の手にて〔流ししに〕己が奴僕等の血の讎を復し給ひたればなり。三 また再び謂へり、ハレルヤ、かくて彼の煙は世々の世々に至るまで立ち上らん。四 またかの二十有四の長老等と四つの生き物と伏せり、かくて位に坐し給ふ神に平伏して、云ひけるは、アメン、ハレルヤ。五 また聲、位より出で來れり、云ひ給ひけるは、すべて彼の奴僕、また彼を畏るる者、また小なる者、また大なる者等よ、我等の神を讃めまつれ。六 またわれ大なる群衆の聲の如く、また多くの水の聲の如く、また强き雷の聲の如きものを聞けり、云ひけるは、ハレルヤ、そは主、全能の〔我等の〕神は王たり給へばなり。七 我等喜び且つ歡ばん、また彼に榮光を歸しまつらん、そは羔の婚姻は來り、且つその妻己自らを備へたればなり。八 また彼、〔妻は身に〕纎はんために、淨くして輝ける麻の細布を與へられたり、そはこの麻の細布は聖徒等の完うせられたる義なればなり。

九 また彼われに云ふ、書き記せ、羔の婚姻の晩餐に召されたる人々は福なる者なり。また彼われに云ふ、此等は神の眞なる言なり。一〇 乃ちわれ彼に平伏さんとて、その足の前に伏したり、然るに彼われに云ふ、視よ、〔然する〕勿れ、我もイエスの證をもつ汝、及び汝の兄弟等の倶なる奴僕なり、神に平伏せ。そはイエスの證は豫言の靈なればなり。

一一 またわれ開かれたる天を見しに、見よ、白き馬〔あり〕、またその上に坐し給ふ者は信、

また眞と稱へられ、且つ義をもて裁き、また軍し給ふ。一二 また彼の目は火の焰の如く、またその頭の上には多くの王冠〔ありて〕、彼にあらざれば誰も知ることなき錄せる名あり。一三 また彼は血に浸されたる衣を纏ひ、またその名を神の言と稱へられ給ふ。一四 また天に在る軍勢は白き馬の上に〔坐し〕、白く且つ淨き麻の細布を着て彼に從へり。一五 また利き長劍、彼の口より出で往く、卽ちこれをもて國人等を擊ち給ひ、また鐵の杖をもて彼等を牧し給ふ、また彼は全能の神の怒と恚の葡萄酒の酒槽を踐み給ふ。一六 また彼はその衣の上に、またその股の上に、王等の王、また主等の主、と錄せる名をもち給ふ。

一七 またわれ陽のうちに立つ一〔人〕の天使を見しに、彼は中天に翔るすべての鳥に云ひつつ、大聲に叫べり、來れ、且つ神の大なる晩餐に集まれ。一八 卽ち王等の肉と、千人長等の肉と、強き者等の肉と、馬及びその上に坐する人々の肉と、自由人、また奴僕、また小なる者、また大なる者、すべての者の肉とを、汝等の喰はんためなり。一九 またわれかの馬の上に坐し給ふ者及びその軍勢と、軍を爲さんとて集まりたるかの獸と王等及びその軍勢とを見たり。二〇 かくてかの獸は執へられたり、また彼の面前にて多くの徵を爲し、それをもてかの獸の徵を受けし人々、及び彼の像に平伏したる人々を惑はしたるかの贋豫言者は、彼と共に〔執へられたり〕、この二つの者は、硫黃をもて燃ゆる火の池に、生きながら投げ入れられたり。二一 またその餘の者等は、かの馬の上に坐し給ふ者の、その口より出で往く長劍にて殺されたり。かくてかの鳥どもはみな彼等の肉にて飽されたり。

第二十章

また我その手に奈落の鍵と大なる鏈とを持ちて、天より降る一〔人〕の天使を見たり。二かくて彼はかの龍、卽ち惡魔にしてサタナなる古き蛇を捉へて、千年〔の間〕これを繫ぎ、三またこれを奈落に投げ入れたり。かくてこれを鎖し且つもはや國人等を惑はすことなきやう、千年の終るまでその上に封印せり。されど此等の事の後、彼は必ず少時釋かれざるべからず。四またわれ多くの位を見しに、その上に坐したり。かくて彼等に裁を與へられたり。またイエスの證のゆへに、卽ち神の言のゆへに斬られたる人々と、かの獸をもまたその像をも拜せず、またその額の上にまたその手の上に、徵を受けざりし人々との魂を〔見たり〕。かくて彼等は生きて千年〔の間〕キリストと共に王たりき。五されどその餘の死人たちは千年の終まで生きかへらず。是れ第壹の甦なり。六福なる者、また聖なる者は、第壹の甦のうちに分を有つ者〔なり〕。死は此等の者の上に權を保たず、されど彼等は神の、卽ちキリストの祭司たらん、かくて彼等は彼と共に千年〔の間〕王たるべし。

七また千年の終りたるとき、かのサタナはその獄より釋かるべし。八乃ち彼は地の四隅に〔ある〕國人、ゴグとマゴグとを惑はし、彼等を軍のために集めんとて出で來らん、その數は海の沙の如し。九かくて彼等は上ぼり往きて、地の幅を蔽ひ、また聖徒等の陣營、卽ち愛せられたる市を圍めり。然るに神の火は天より、神より降り來りて彼等を舐め盡せり。一〇 また彼等を

惑はしたる惡魔は、かの獸も贋豫言者も〔居る〕處なる、火と硫黄との池に投げ入れられたり。かくて彼等は世々の世々に至るまで、日も夜も苛責せらるべし。

二　またわれ大なる白き一つの位と、その上に坐し給ふ者とを見たり。天と地とはその顏より遁れ去れり、されど場所は彼等のために見出だされざりき。一二　またわれ神の面前に立つ多くの、大なるまた小なる死人たちと、多くの開かれたる小卷と、開かれたる一つの他の小卷を見たり。これは生の〔卷物〕なり。かくて死人たちは此の多くの小卷のうちに錄されたる事に本づき彼等の行に循ひて裁かれたり。一三　また海はそのうちの死人たちを付し、また死と陰府とはそのうちの死人たちを付したり。乃ち彼等はおのおのその行に循ひて裁かれたり。一四　かくて死と陰府とは、火の池に投げ入れられたり。此〔の火の池〕は第二の死なり。一五　また誰かもし生の卷物に錄されざるを見出だされなば、彼は火の池に投げ入れられたり。

第二十一章

　またわれ新しき天と、新しき地とを見たり。そは元の天と元の地とは過ぎ去りて、もはや海もあらざればなり。二　またわれヨハネ、花嫁のその夫のために飾りたるが如くに、備へられて神より、天より降り來る聖なる市、新しきエルサレムを見たり。三　またわれ天よりの大なる聲を聞けり、云ひ給ひけるは、見よ、神の幕屋は人々のうちにあり、即ち彼は彼等のうちに宿り給ひ、また彼等は彼の民たるべし、かくて神は自ら彼等と共におはし、彼等は神と〔共にあるべし〕。四　且つ神は彼等の目より涙を盡く拭ひ去り給はん、またもはや死あることなく、或ひは悲しむことも、或ひは叫ぶことも、或ひは苦痛ももはやあることなし、そは元の事は去りたればなり。五　また位に坐し給ふ者曰へり、見よ、われすべての事を新に爲さん。またわれに云ひ給ふ、書き記せ、そは此等の言は眞且つ信なればなり。六　また我に曰へり、成れり。我はアルパまたオメガなり、初また終〔なり〕、渴く者には價なしに生の水の泉より〔飲ま〕しめん。七　勝てる者はすべての事を嗣がん、かくて我は彼のために神たるべく、また彼は我がために子たるべし。八　されど臆する者と、信ぜざる者と、憎むべき者と、人を殺す者と、淫を行ふ者と、咒術をなす者と、偶像に服事する者と、すべて僞をなす者とに〔與へらるる〕彼等の分は、火と硫黄とにて燃ゆる池のうちに〔あり〕。これ第二の死なり。

九　また最終の七つの殃の滿ちたる、七つの鉢を持てる、かの七〔人〕の天使等のうちの一〔人〕我が許に來りて我と話たれり、云ひけるは、來れ、われ羔の妻なる花嫁を汝に見はさん。一〇　また彼は大なる、且つ高き山の上に、靈のうちに我を擄び去りて、天より神より降り來る大なる市、聖なるエルサレムを我に見はしけるに、一一　神の榮光をもちければ、その輝、恰も最貴き石の似く、透き通る碧玉の如し。一二　〔これに〕大なる、且つ高き石垣ありて、十二の門あり、またその門には、十二の天使等と、錄されたる名とあり、その名はイスラエルの十二の族の〔名〕なり。一三　東に門三つ、〔また〕北に門三つ、〔また〕南に門三つ、〔また〕西に門三

つ。一四 また市の石垣は十二の礎ありて、これに羔の十二使徒の〔十二の〕名を錄せり。一五 またわれと話(ものが)たれる者は金の〔間〕竿を持てり、是れ市と、その門と、その石垣とを測らんためなりしなり。一六 また市は四角に据はりて、その長さは正にその幅に均し、かくて彼はかの竿をもて測りしに、拾二千町〔あり〕その長さと幅と高さとは均し。一七 また彼はその石垣を測りしに、百四十四尺あり、人の度は卽ち天使の度なり。一八 またその石垣の組立は碧玉なりき、また市は恰も淨き玻璃の似き、淨き金にて〔成れり〕。一九 また市の石垣の礎はさまざまの貴き石にて飾られ、第一の礎は碧玉、第二は靑玉、第三は玉髓、第四は綠玉、二〇 第五は紅縞瑪瑙、第六は赤瑪瑙、第七は貴橄欖石、第八は綠柱石、第九は黃玉、第十は綠色玉髓、第十一は風信子石、第十二は紫水晶〔なり〕。二一 また十二の門は十二の眞珠にて、おのおの一つの門は、一つの眞珠にて〔成れり〕。また市の大路は透き通る玻璃の如き淨き金なりき。二二 またわれそのうちに聖所をば見ざりき、そは主、全能の神、卽ち羔はその聖所なればなり。二三 また市はそのうちを照らさんために、陽をも、また月をも要することなし、そは神の榮光それを照らせばなり、卽ち羔はその燈火にておはせばなり。二四 されば救はれたる國人は、その光のうちに歩むべく、また地の王等は彼等の榮光と敬とを齎らして、そのうちに入り來らん。二五 またその門は終日鎖せらるること必ずなし、そはそこに夜あることなければなり。二六 されば彼等はもろもろの國人の榮光と敬とを齎らして、そのうちに入り來らん。二七 されど羔の生(いのち)の小卷に

錄さるる者の外は、すべて穢をなすこと、また憎むべきことを爲すこと、また僞を爲すことは、必ずそのうちに入ることを得ず。

第二十二章

また彼は神の位卽ち羔の〔位〕より出で往く、透き通りて、水晶の如き、生(いのち)の水の濯き河を我に見はせり。二市の大路の眞中にて此の河の此方と彼方とに、十二の實を生ずる生(いのち)の木〔あり〕、その實を一と月ごとに出だし、またその葉をもろもろの國人の療のために〔出だすなり〕。三 またすべての詛はもはやあることなかるべく、且つ神の位卽ち羔の〔位〕そのうちにあるべし、また彼の奴僕等は彼に服事せん。四 また彼等は彼の顏を目のあたり見るべく、また彼の名は彼等の額にあるべし。五 またそこには夜あることなかるべし、されば彼等は燈火の〔光〕と陽(ひ)の光とを要することなし、そは主、神は彼等を照らし給へばなり、且つ彼等は世々の世々に至るまで王たるべし。

六 また彼は我にいへり、此等の言は信且つ眞なり、されば主、聖き豫言者等の神は、その奴僕等に必ず速に發らざるべからざる事を見(あら)はさんために、その天使を使はし給へり。七〔また〕見よ、我は速に來らん、此の小卷の豫言の言を護る彼は福なる者なり。八 またわれヨハネは此等の事を視、且つ聞きし者なり。またわれの聞き、且つ視しとき、此等の事を我に見(あら)はしたる天使の足の前に拜せんとて伏せり。九 然るに彼われに云ふ、愼よ、〔然する〕勿れ、そは我も、汝及び汝の兄弟なる豫言者等、及び此の小卷の言を護る人々の倶なる奴僕なればなり。神に拜

伏せ。一〇 また彼われに云ふ、此の小卷の豫言の言を封ずる勿れ、そは期近ければなり。一一 不義なる者は尙ほ不義ならしめよ、また穢れたる者は尙ほ穢れてあらしめよ、また義しき者は尙ほ義しからしめよ、また聖き者は尙ほ聖かしらめよ。一二 また見よ、われ速に來らん、且つ我が報は我と共に〔在り〕、おのおのその行のあるところに循ひて酬いんとす。一三 我はアルパまたオメガなり、初また終〔なり〕、最先また最終〔なり〕。

一四 彼の誡を行ふ人々は福なる者なり、即ち彼等は生の木に對する權あり、且つ門を通りて市に入り來ることを得るなり。一五 されど犬と呪術をなす者と、淫を行ふ者と、人を殺す者と、偶像に服事する者と、すべて僞を好み且つ行ふ者とは外に〔あるなり〕。

一六 われイエス、此等の事を諸集會に於て、汝等に證せんために、我が天使を使はせり、我はダビデの根、またその裔、輝ける晨の明星なり。一七 また靈と花嫁と云ひ給ふ、來れ。また聞く者をしていはしめよ、來れ。かくて渴く者をして來らしめよ、また欲する者をして、價なしに生の水を受けしめよ。

一八 われ此の小卷の豫言の言を聞くすべての者に證す、もし誰か此等の事に加へなば、神は此の小卷のうちに錄されたる殃を彼の上に加へ給ふべし。一九 また誰かもし此の豫言の卷物の言のうちより省かば、神は彼の分を生の〔木の〕卷物より、また聖なる市と、此の小卷に錄されたる人々のうちより省き給ふべし。二〇 此等の事を證する者云ひ給ふ、然り、われ速に來らん、アメン。然り、主イエスよ、來り給へ。

二一 我等の主イエスキリストの惠、汝等すべての者のうちに〔あれ〕。アメン。

ヨハネの神聖なる默示　終り

昭和三年四月廿日印刷
昭和三年四月廿五日創刊
昭和六年四月廿日再版

定價金壹圓參拾錢
送料金八錢

東京市淺草區須賀町二十三番地
和譯者兼發行者　永井直治
東京市芝區宇田川町九番地
印刷者　西崎虎次郎
東京市芝區宇田川町九番地
印刷所　日舍章

不許複製

發行所　東京市淺草區須賀町廿三番地　挺身舍
振替口座東京六八一〇七
東京市京橋區銀座四丁目四番地　基督教書類會社
取次所　東京市外淀橋町柏木三百九十一番地　東洋宣教會ホーリネス教會出版部